

資料 3

第4次守山市男女共同参画計画（案）

守 山 市

目 次

第1章 計画改定にあたって

| | |
|-----------|---|
| 1 計画改定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画改定の背景 | 3 |

第2章 守山市の現状と課題

| | |
|---------------------|----|
| 1 統計データからみる市の現状と課題 | 8 |
| 2 市民意識調査結果からみる現状と課題 | 16 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|-----------|----|
| 1 基本理念 | 27 |
| 2 基本目標 | 27 |
| 3 取組のポイント | 28 |
| 4 施策の体系 | 29 |

第4章 施策の展開

| | |
|------------------------------|----|
| 基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進 | 30 |
| 基本目標2 男女共同参画社会への意識改革 | 37 |
| 基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備 | 40 |

第5章 計画の推進

| | |
|------------|----|
| 1 計画の推進体制 | 55 |
| 計画推進の目標値一覧 | 56 |

参考資料

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・守山市男女共同参画推進条例
- ・守山市男女共同参画審議会設置規則
- ・守山市男女共同参画審議会委員名簿
- ・守山市男女共同参画推進本部設置規程
- ・男女共同参画の推進に関する年表

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

守山市では、男女がお互いの人権を尊重し合い、いきいき輝いて、ともに考え、ともに担う守山の地域づくりを進める「男女共同参画社会」の実現に向け、平成23年（2011年）3月「第3次守山市男女共同参画計画」を策定しました。

また、平成27年（2015年）3月には、男女共同参画の推進について、市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画施策を一層推進するため「守山市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成28年（2016年）には、平成27年（2015年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく施策を推進するため、同計画の中間改定を行い、様々な取組を進めてきました。

しかし、令和6年度（2024年度）の市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に対する「同感する」割合（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が18.7%（令和元年度（2019年度）33.2%）で前回調査より約15ポイントの改善が見られ、意識の醸成が大幅に高まっているものの、依然として今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

この市民意識調査の結果や国・県等の動向を踏まえ、また、守山市男女共同参画審議会の意見をもとに、令和7年（2025年）12月に「第4次守山市男女共同参画計画」改定を行いました。

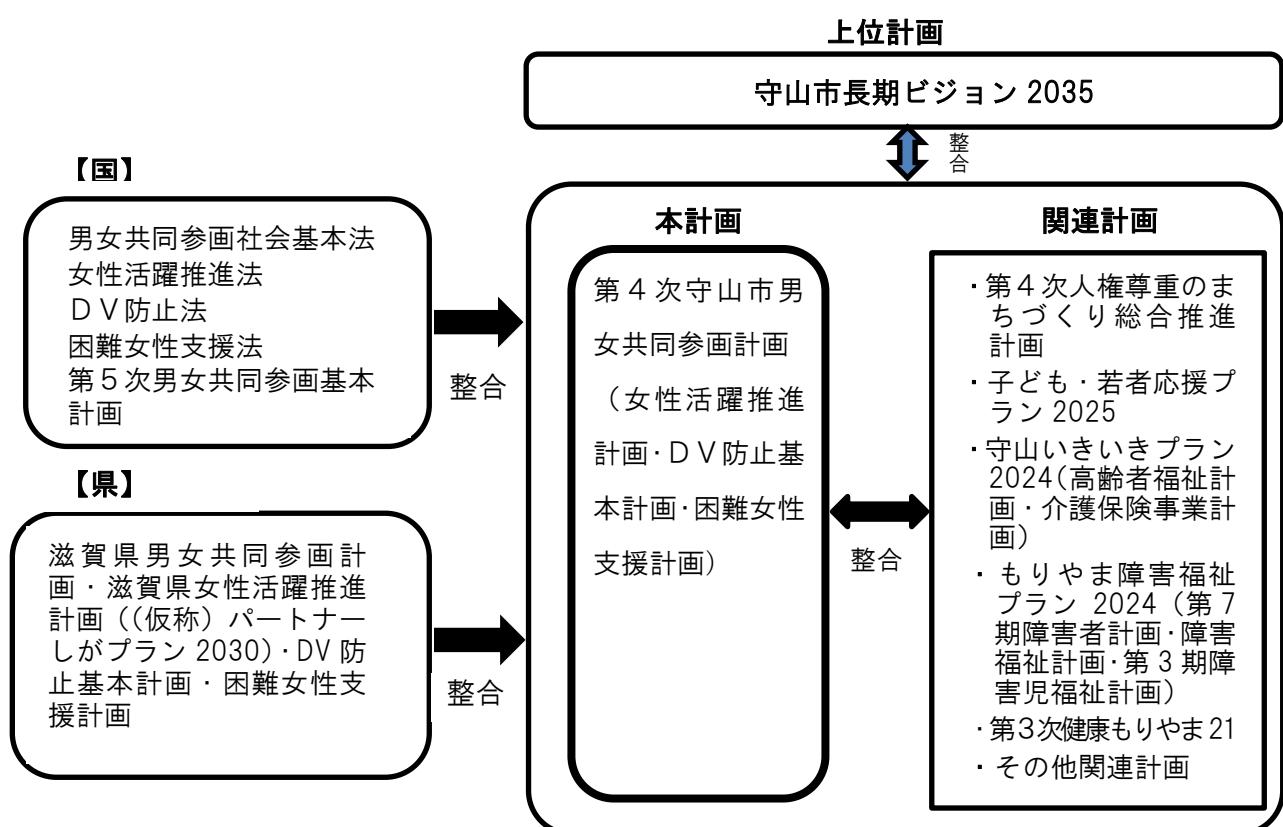
また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」としても位置付けるものであり、第4章の「基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進」の「基本課題(3)働く場での女性の活躍推進」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を整理しています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として、第4章の「基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備」の「基本課題(1)男女間のあらゆる暴力の根絶」を位置付けているものです。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）第8条第3項に規定されている「市町村基本計画」として、第4章の「基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備」の「基本課題(2)困難な問題を抱える女性への支援～困難女性支援計画～」を位置付けるものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項および「守山市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（市町村男女共同参画計画）
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、市において女性の職業生活における活躍を推進するための計画（女性活躍推進計画）
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、市において男女間のあらゆる暴力防止を推進するための計画（DV防止基本計画）
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）に基づき、市において困難な問題を抱える女性への支援を推進するための計画（困難女性支援計画）
- (5) 「守山市長期ビジョン2035」、その他関連各種計画との整合性を図った計画



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、社会情勢等の変化に的確に対応するため、令和7年（2025年）12月に見直しの上、改定を行いました。



4 計画改定の背景

(1) 國際的な動き

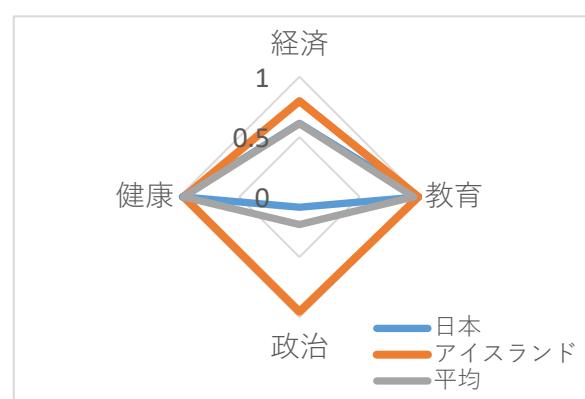
国際的な男女共同参画の取組は、国際連合において、昭和 54 年（1979 年）に採択された「女子差別撤廃条約¹」と平成 7 年（1995 年）開催の第 4 回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」が、現在に至るまで世界における国際規範・基準となっています。また、平成 27 年（2015 年）に国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs²）における 17 の目標のひとつとして、「ジェンダー³平等の実現」が設定されているなど、国連の主導により、女性の地位向上のための国際的な取組が行われています。平成 28 年（2016 年）6 月には、SOGI⁴に関する差別や嫌がらせへの取組として、国連の補助機関のひとつである国連人権理事会は「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議を賛成多数で可決しました。

一方、世界経済フォーラム（WEF）が令和 7 年（2025 年）6 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数※」では、日本は 148 か国中 118 位で、依然として G7 では最下位となり、男女の格差が大きい状況となっています。日本は、教育・健康分野の値は高いものの、経済・政治分野の値が低く、特に政治分野ではすべての項目で世界平均を下回っています。

ジェンダー・ギャップ指数 2025 主な国の順位

| 順位 | 国名 | スコア |
|-----|--------|-------|
| 1 | アイスランド | 0.926 |
| 4 | 英国 | 0.838 |
| 9 | ドイツ | 0.803 |
| 32 | カナダ | 0.767 |
| 35 | フランス | 0.765 |
| 42 | 米国 | 0.756 |
| 85 | イタリア | 0.704 |
| 101 | 韓国 | 0.687 |
| 103 | 中国 | 0.686 |
| 118 | 日本 | 0.666 |

各分野の比較



各分野の日本のスコアと順位

| 分野 | スコア(順位) |
|----|---------------|
| 経済 | 0.613 (112 位) |
| 政治 | 0.085 (125 位) |
| 教育 | 0.994 (66 位) |
| 健康 | 0.973 (50 位) |

※ジェンダー・ギャップ指数：スイスのジュネーブに本部を置く世界経済フォーラム（WEF）が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指標。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。0が完全不平等、1が完全平等を示している。

¹ 女子差別撤廃条約…昭和 54 年（1979 年）の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めています。日本は昭和 60 年（1985 年）に批准しています。

² SDGs…平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。17 の目標の一つであるゴール 5 は「ジェンダー平等を実現しよう」が目標になっています。

(2) 国の動き

国においては、昭和 50 年（1975 年）に「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定するなど、国連を中心とした世界規模の動きと軌を一にした取組が進められました。

法制度においては、平成 11 年（1999 年）6 月には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付ける」ことが前文に明記されるとともに、基本理念を定め、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年（2000 年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成 17 年（2005 年）には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正が行われ、育児休業期間を延長することなどが認められました。平成 27 年（2015 年）9 月には、女性管理職の割合に数値目標を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。また、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行を変革し、あらゆる分野における女性の活躍の推進を改めて強調 しています。

また、平成 30 年（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが明記されました。

平成 31 年（2019 年）4 月から、働き方改革関連法が順次施行され、残業時間の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、「同一労働同一賃金」の導入により、日本の労働慣行は転換期を迎えました。

また、令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、新しい目標として、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を目指すことなどが示されました。同年 5 月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」も策定され、平常時から男女共同参画の視点をもつ重要性について示しています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力⁶の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）の改正が重ねられるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）も改正されています。令和 5 年（2023）年の DV 防止法の改正では、保護命令制度の拡充や違反の厳罰化などが定められ、さらに同年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により被害者保護や防止対策の強化が

³ ジェンダー…生物学的性別（sex）に対して、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（gender）」といいます。

⁴ SOGI…性を構成する 4 つの要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」（「ソジ」または「ソギ」）と読みます。）。

図られています。

また、同年6月には、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)に施行され、国、地方公共団体、事業主および学校は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の増進のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備等を講ずる必要が明記されました。

さらに、令和6年(2024年)4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が施行されました。これまでDVやストーカーその他の性暴力の被害者、家庭関係破綻、生活困窮等の問題を抱えた女性を、婦人保護事業の対象としてきましたが、この法律では「保護の対象」ではなく「支援の対象」と位置づけ、その福祉の増進を図るために、国および地方公共団体が必要な女性支援を講じる責務が明記されました。

●女性活躍推進法 [平成27年(2015年)9月公布・施行]

令和元年(2019年)、令和7年(2025年)一部改正

3つの基本原則

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

(3) 滋賀県の動き

滋賀県においては、昭和 53 年（1978 年）4 月に女性行政窓口として、商工労働部労政課に「婦人対策係」が設置され、女性に対するあらゆる諸問題（以下、「女性問題」という）の解決と女性の地位向上のための取組が始まりました。

そして、平成 10 年（1998 年）には、「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが 2010 プラン～」が策定されました。その後、「男女共同参画社会基本法」の制定を機に条例制定の機運が高まり、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することができる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、平成 13 年（2001 年）12 月に、「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定、翌年施行されました。

平成 28 年（2016 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、「女性活躍推進による地域の活性化」と「男性にとっての男女共同参画」を重点すべき視点とした「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～パートナーしが 2020 プラン～」が策定されました。

また、令和 3 年（2020 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、一人ひとりが幸せ感じる滋賀～男女共同さんかくで変わる誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指す「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～パートナーしが 2025 プラン～」が策定されました。

令和 5 年（2023 年）6 月に LGBT 理解増進法が施行されたことに伴い、令和 6 年（2024 年）9 月から「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

さらに、令和 8 年（2026 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指す「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～（仮称）パートナーしが 2030 プラン～」が策定される予定です。

(4) 守山市の動き

本市では、平成 3 年（1991 年）に行政組織として企画部企画調整課に「婦人行政担当」を設置、女性行政施策の推進を図るため「守山市婦人行政推進本部」を設置し、女性問題への全庁的な取組を開始しました。同年 11 月、男女共同参画の推進について意見を求める機関として、「守山市婦人問題懇話会」を設置しました。

平成 6 年（1994 年）3 月、「調和と均衡のとれた男女共同参画型社会の実現をめざす守山市計画」（平成 12 年度（2000 年度）までの 7 カ年）を策定し、同年 4 月に、「守山市婦人問題懇話会」に替わる組織として、「守山市男女共同参画社会づくり推進協議会」を設置しました。それ以降、女性問題の現状やニーズを把握しながら、計画目標の達成に向けた女性政策の総合的な推進を図ってきました。

平成 13 年（2001 年）3 月、市民意識調査の結果や国・県等の動向を踏まえて「第 2 次守山市男女共同参画計画」（ともに輝く守山プラン 2010）を策定しました。（平成

20年（2008年）3月改定）

さらに、平成27年（2015年）3月には、「守山市男女共同参画推進条例」を制定し、市民や事業者、各種団体、教育関係者等と協力する中、男女共同参画施策の一層の推進を図ってきました。

平成29年（2017年）2月には、すべての職員が働きやすく働きがいのある職場環境の実現をめざして、市長をはじめ守山市役所の管理職全員が「育（イク）ボス⁷宣言」を行いました。

令和7年（2025年）1月に滋賀県のパートナーシップ宣誓制度と連携するため、本市行政サービスの運用を開始しました。

今後も、条例の趣旨を踏まえ、市民意識調査の結果や社会情勢の変化等を見据えながら必要に応じて計画の見直しを行い、各種の男女共同参画施策を推進します。

（5）持続可能な開発目標（S D G s）への対応

平成27年（2015年）9月、持続可能な社会・経済・環境を目指す世界共通の目標であるS D G sが、国連サミットで加盟国193か国の全会一致で採択され、2030年の達成期限までにすべての国が17のゴールと169のターゲットに取り組むことが約束されました。ゴール5の「ジェンダー平等の実現」はS D G sのすべてのゴールの実現に関わるものであり、本市においても男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させながら取組を進めています。

⁷ イクボス…職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理者）のこと。

第2章 守山市の現状と課題

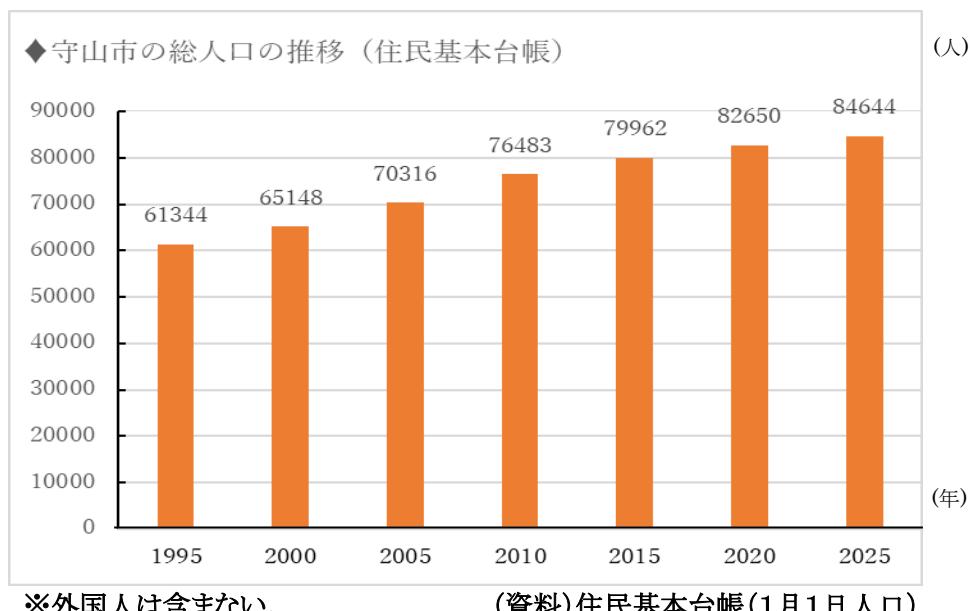
1 統計データからみる市の現状と課題

(1) 人口などの状況

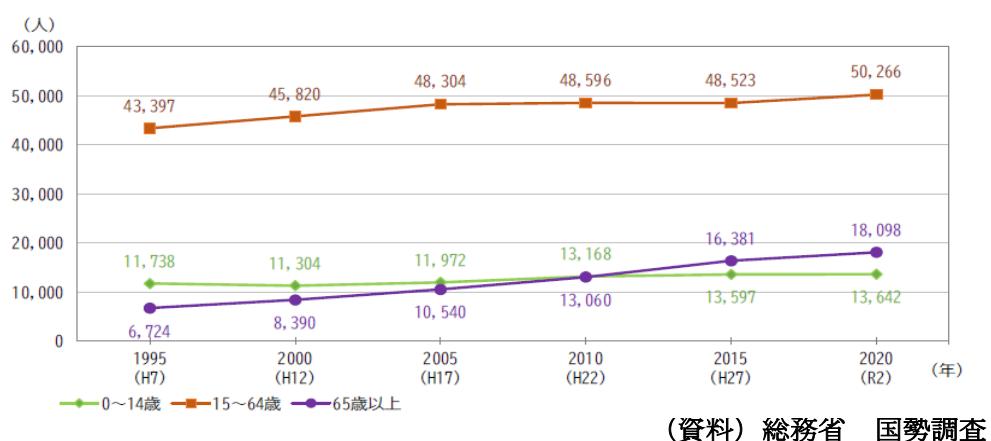
①人口の推移

本市の総人口は、増加傾向にあり、令和7年（2025年）1月1日の住民基本台帳では84,644人と過去最高の人口となっています。年齢3区別にみると、年少人口（0～14歳）は横ばい、15～64歳の生産年齢人口は微増であり、65歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあります。

◆守山市の総人口の推移（住民基本台帳）



◆守山市の総人口に対する年齢3区別人口の推移



◆守山市の総人口に対する年齢3区分別人口の推移



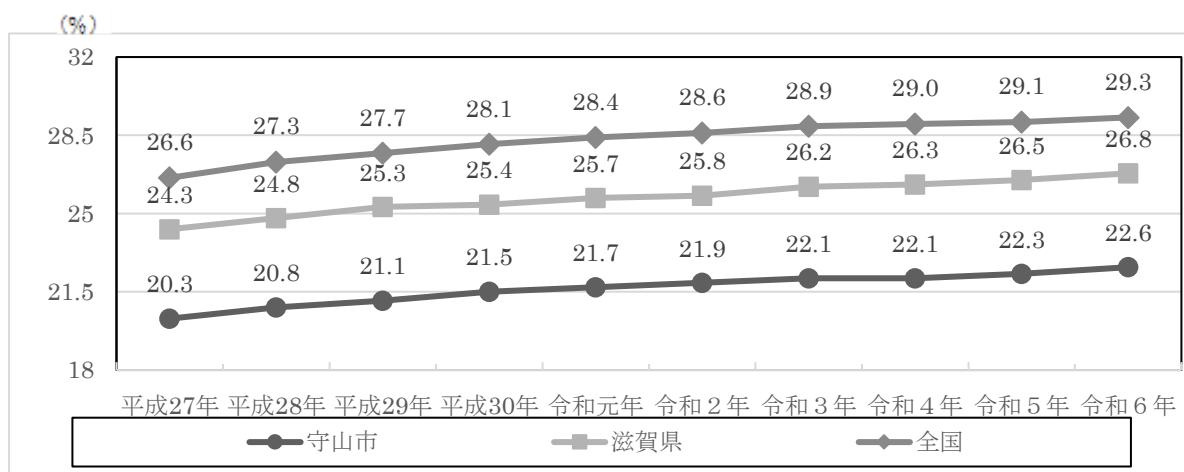
※年齢不詳を除いて計算した割合

(資料)総務省 国勢調査

②高齢化率の推移

本市の高齢化率は、全国や滋賀県を下回ってはいるものの年々進行しています。

◆高齢化率の推移

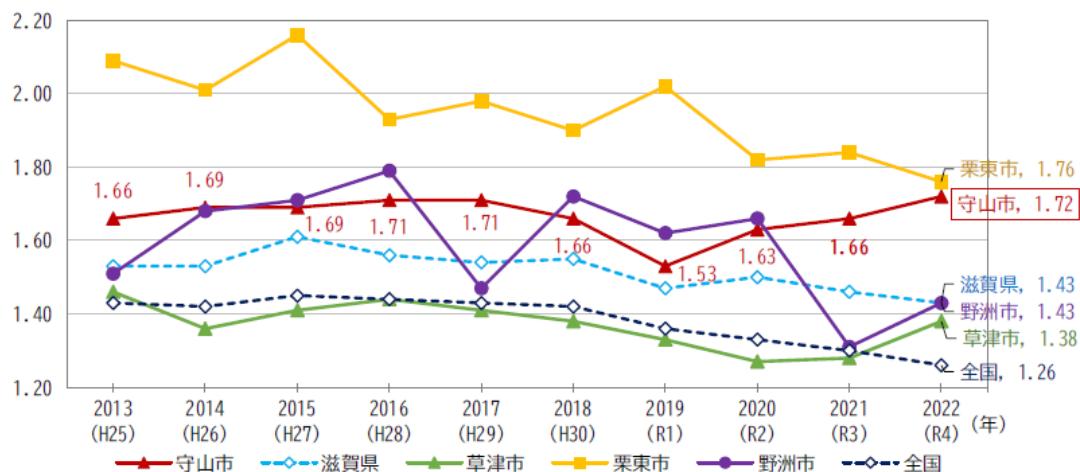


滋賀県は滋賀県ホームページ「県および市町村の毎月1日現在の人口」
全国は総務省統計局「人口推計」(各年10月1日現在)

③合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率⁸は、近年若干回復傾向で、令和4年（2022年）で1.72となっており全国の1.26を上回っていますが、今後、少子化の進行が懸念されます。

◆合計特殊出生率の推移



(資料)各年事業年報(南部健康福祉事務所)
全国と滋賀県の値は各年人口動態統計(厚生労働省)

⁸ 合計特殊出生率…女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計した数値で、生涯に産む平均の子どもの数を示すもの。

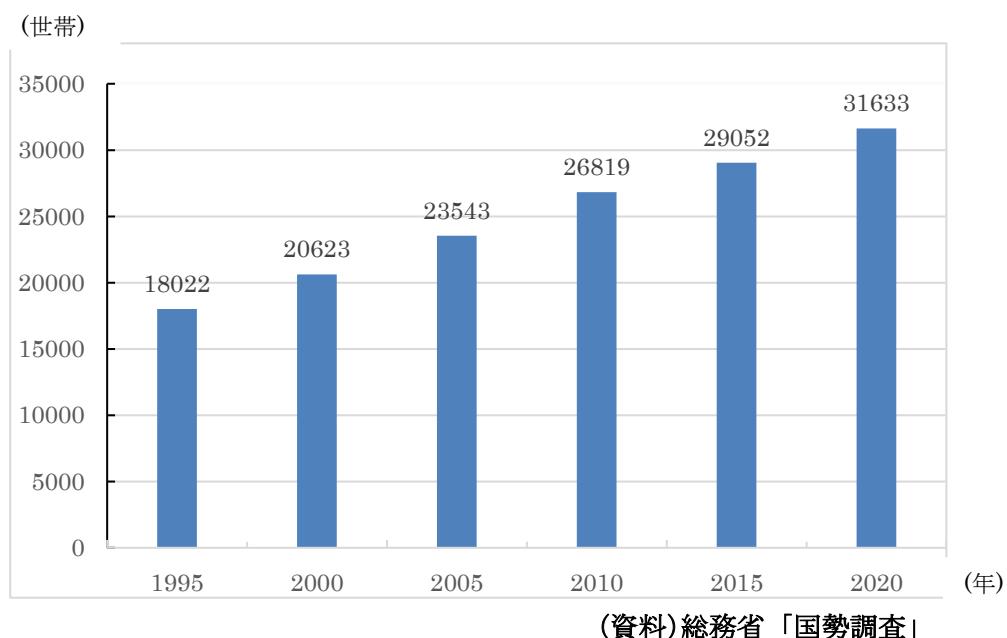
(2) 世帯などの状況

①世帯数・1世帯あたり人員の推移

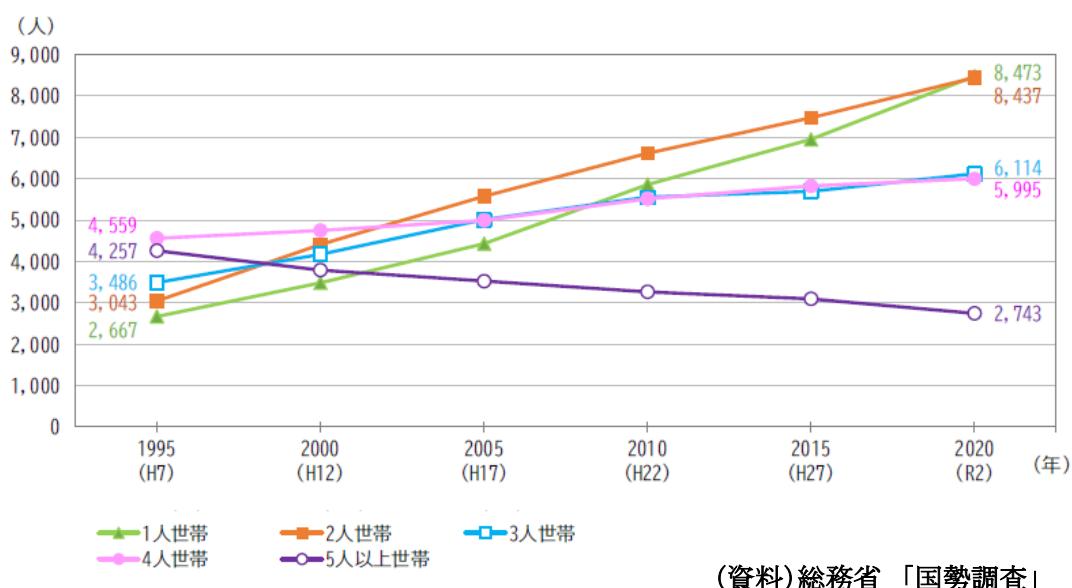
本市の世帯数は人口の増加に伴い増加傾向にあります。

一方、1世帯あたり人員は、平成12年（2000年）頃から1人世帯や2人世帯が増加しており、世帯が小規模化しています。また、一人暮らし高齢者や高齢者の世帯が増加しています。

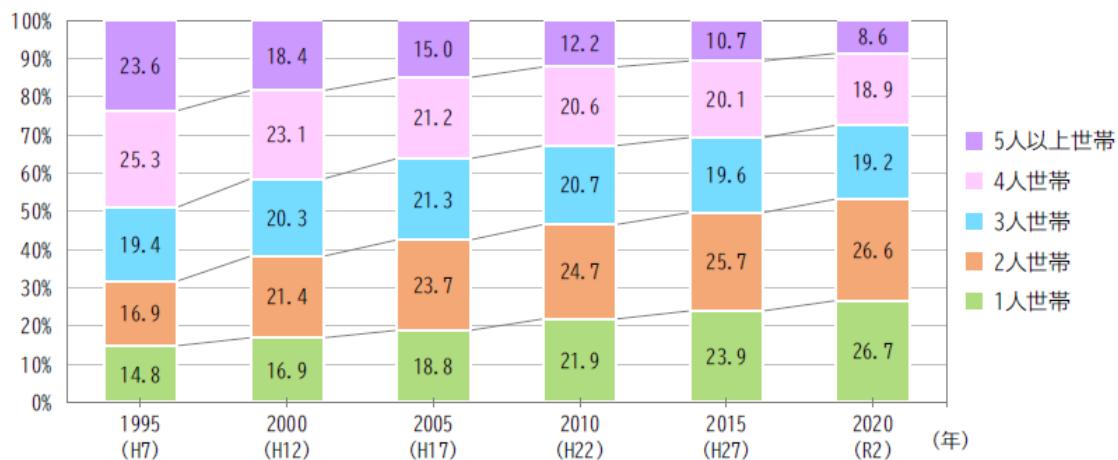
◆守山市の総世帯数の推移



◆世帯人員別世帯数の推移

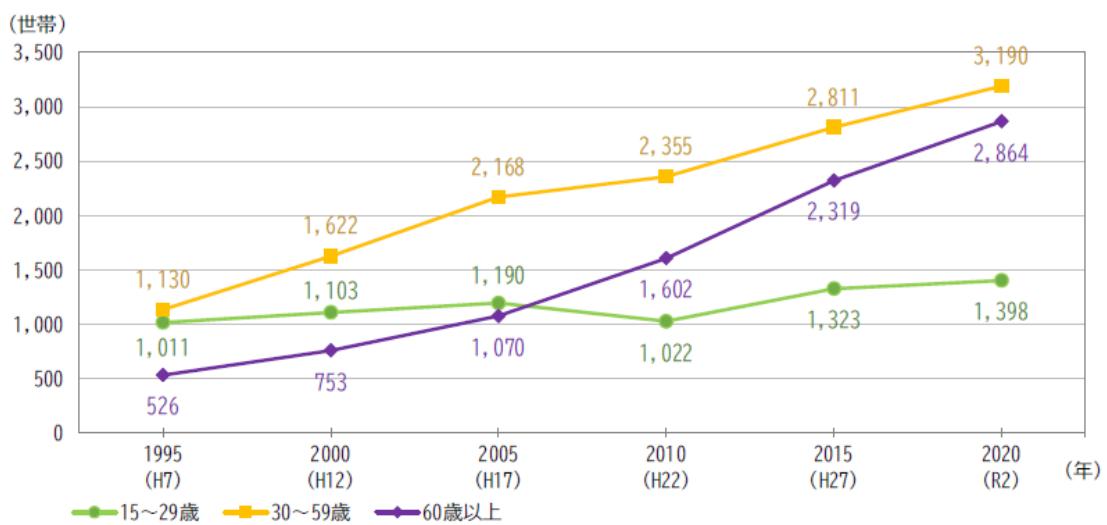


◆世帯数に占める世帯人員別世帯割合の推移



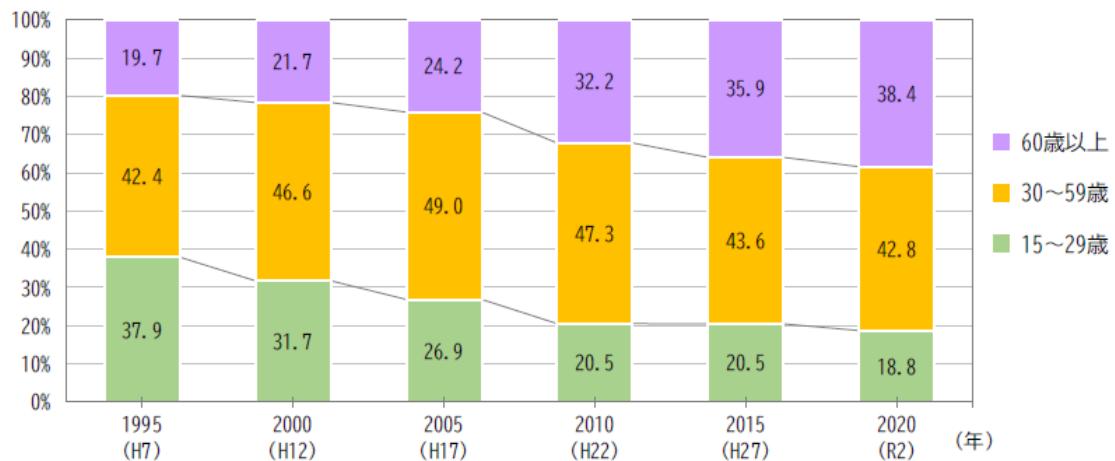
(資料) 総務省「国勢調査」

◆年齢別 1人世帯数の推移



(資料) 総務省「国勢調査」

◆ 1人世帯の年齢構成割合の推移



※年齢不詳を除いて計算した割合

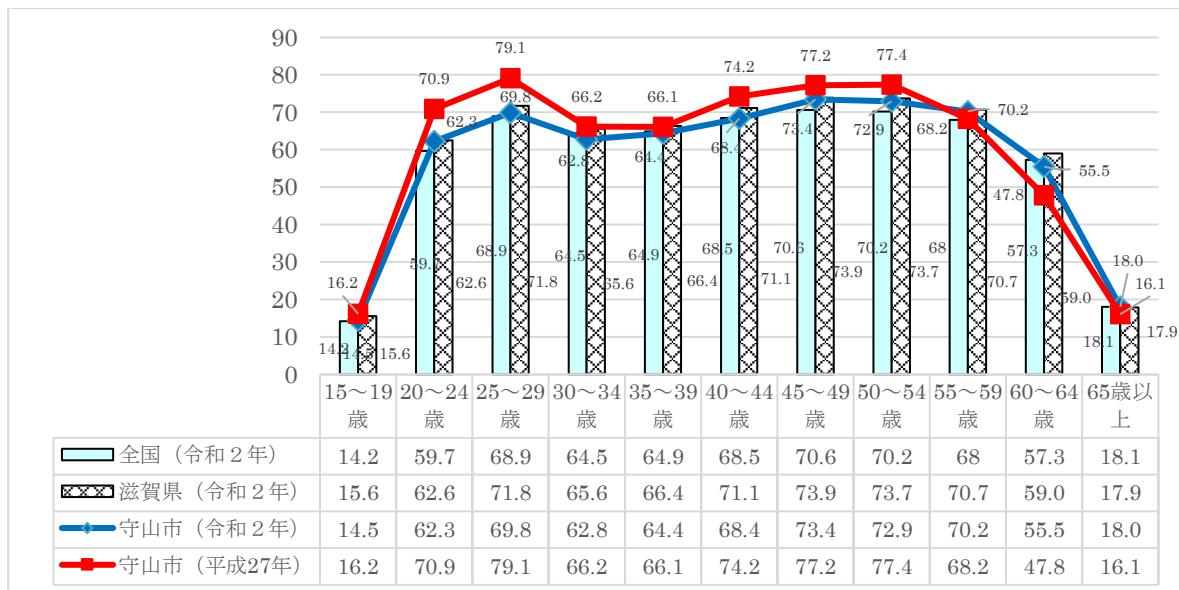
(資料)総務省「国勢調査」

(3) 労働に関する状況

①就業率の推移

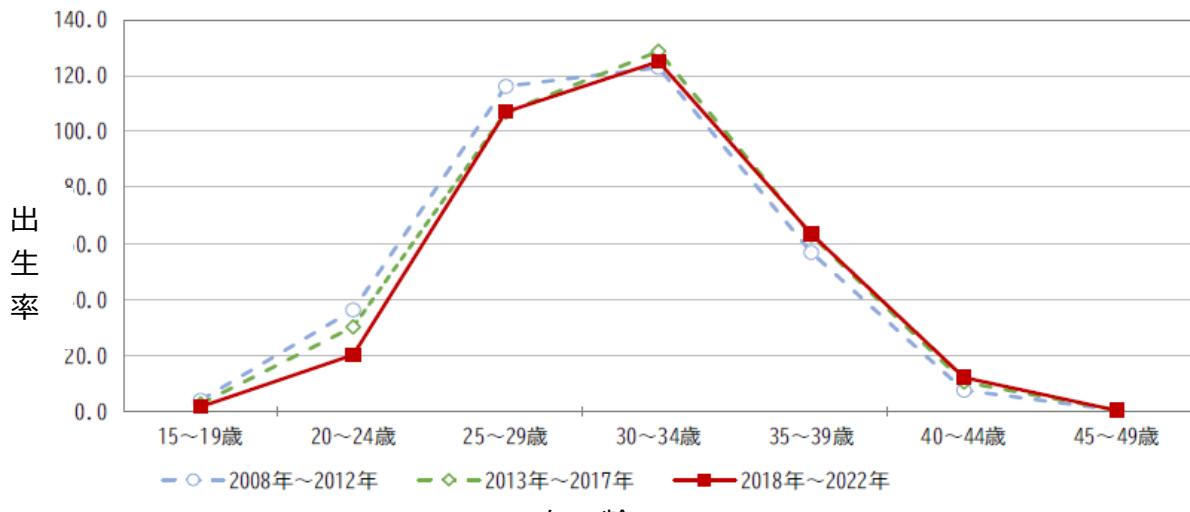
女性の年齢別（5歳階級別）就業率は、ほぼ各年齢層で上昇しています。M字カーブの底となる年齢階級は、依然として30歳から39歳で変わりませんが、カーブは浅くなっています。なお、女性の年齢別出生率をみると、30歳から34歳までが最も高く、出産や子育ての時期と、M字カーブ⁹の底となる年齢階級は重なっています。

◆女性の就業率



(資料)総務省「国勢調査」

◆女性の年齢別出生率の推移



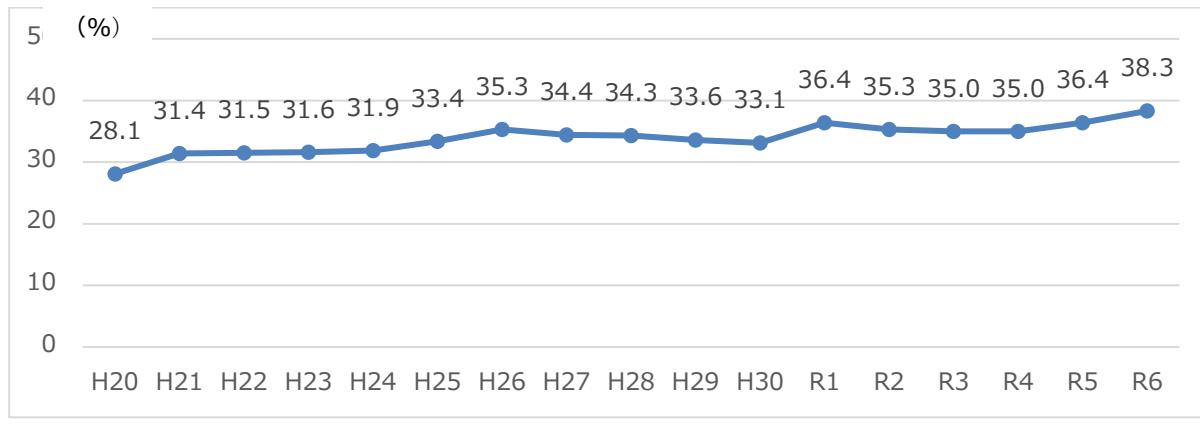
年齢 (資料)厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

⁹M字カーブ…日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブは、結婚や出産・育児を機に退職し、子育て後に再就職するという人が多いことを表しており、特に日本に顕著な傾向です。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

(4) 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

市の審議会等における女性の登用状況は、令和元年度（2019 年度）以降減少傾向にありましたが、令和 5 年度（2023 年度）は 36.4%、令和 6 年度（2024 年度）は、38.3%となり、近年増加傾向にあります。

◆審議会等における女性の登用率の推移



(資料)市人権政策課

2 市民意識調査結果からみる現状と課題

(令和6年度(2024年度)市民意識調査より抜粋)

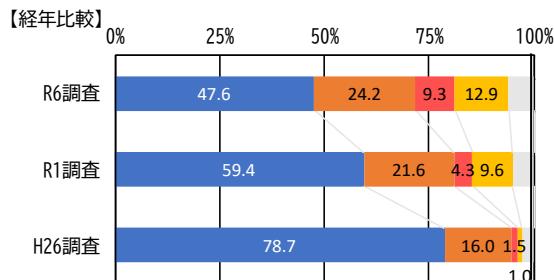
男女共同参画について、令和6年（2024年）7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、本市の現状と課題をまとめました。

(1) 家庭での役割分担の状況

家庭での役割分担の多くは、女性が中心です。「男女同じ程度」が多いのは、地域活動への参加です。

【全体】(R6: n=450、R1: n=552、H26: n=1,038)

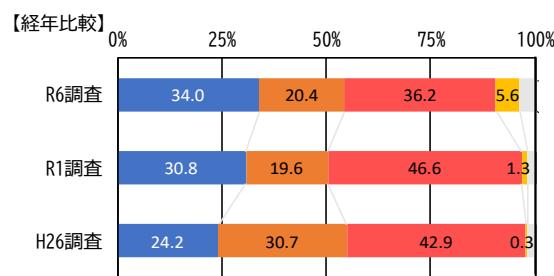
●生活費を稼ぐ



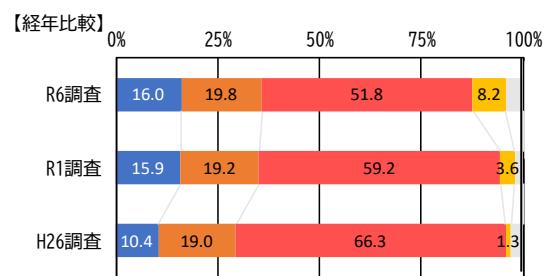
●食事のしたく



●ごみ出し



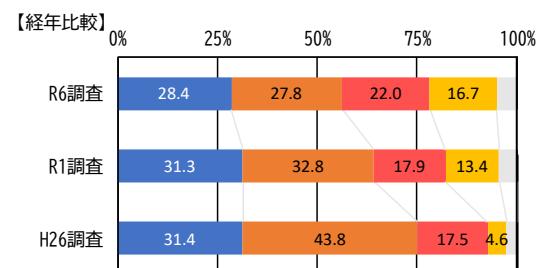
●家計の管理



●子育てや子どもの世話



●地域活動への参加（自治会活動など）



■ 主として男性

■ 男女同じ程度

■ 主として女性

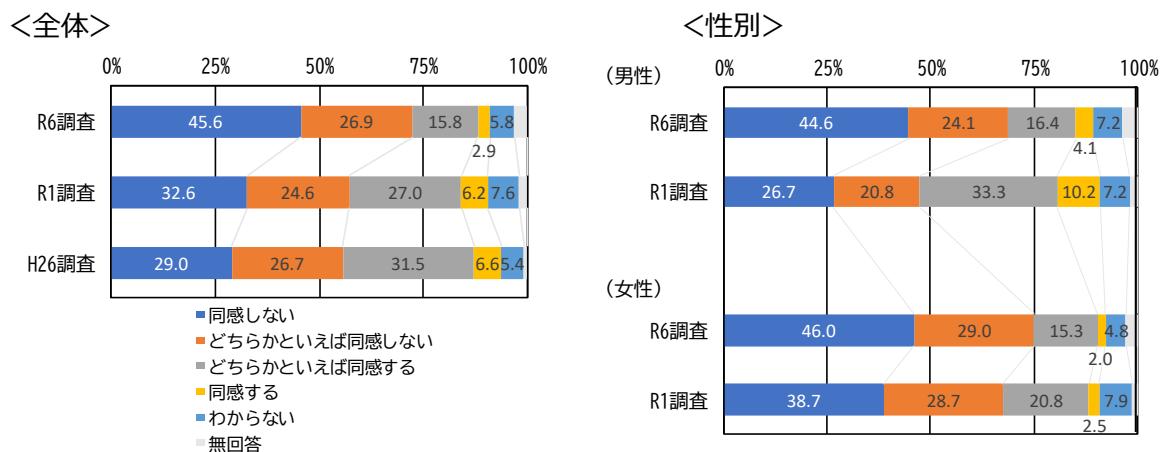
■ わからない・該当しない

■ 無回答

(2) 固定的な性別役割分担の意識

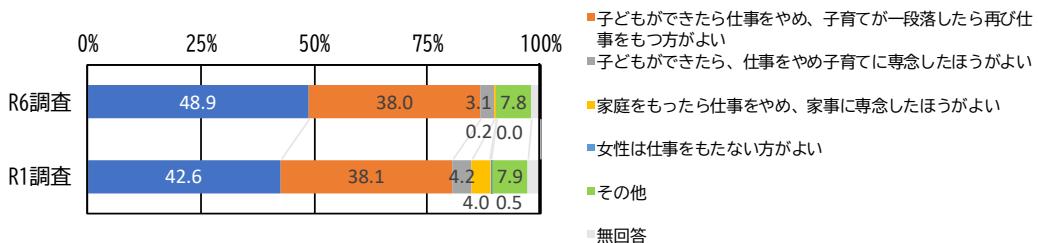
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に対して、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」の合わせた割合（『同感しない』）は、7割を超えていました。性別では、男性、女性ともに『同感しない』の割合が高く、男性で68.7%、女性で75.0%、女性は男性より6.3ポイント高くなっています。前回調査と比較しても、男性、女性ともに『同感しない』の割合は増加しており、特に男性は大幅に増加しています。

(R6: n = 450、R1: n = 552、H26: n = 1,038)



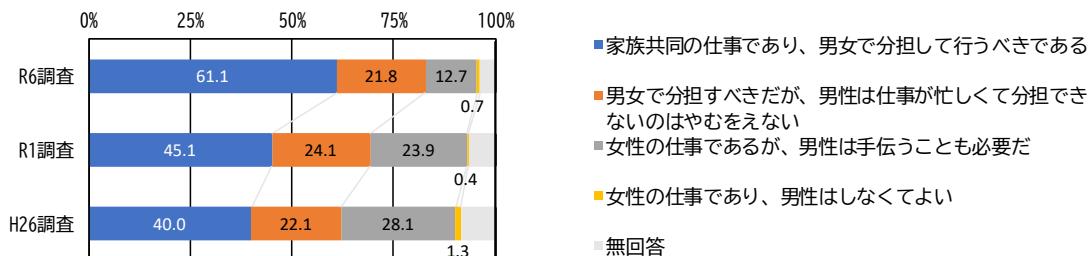
(3) 女性が仕事に就くことへの考え方

「ずっと仕事を続ける方がよい」が48.9%と最も多く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、子育てが一段落したら再び仕事をもつ方がよい」が38.0%となっています。方



(4) 育児の分担についての考え方

「家族共同の仕事であり、男女で分担して行うべきである」が61.1%で最も多く、次いで「男女で分担すべきだが、男性は仕事が忙しくて分担できないのはやむをえない」が21.8%、「女性の仕事であるが、男性は手伝うこと必要だ」が12.7%となっています。

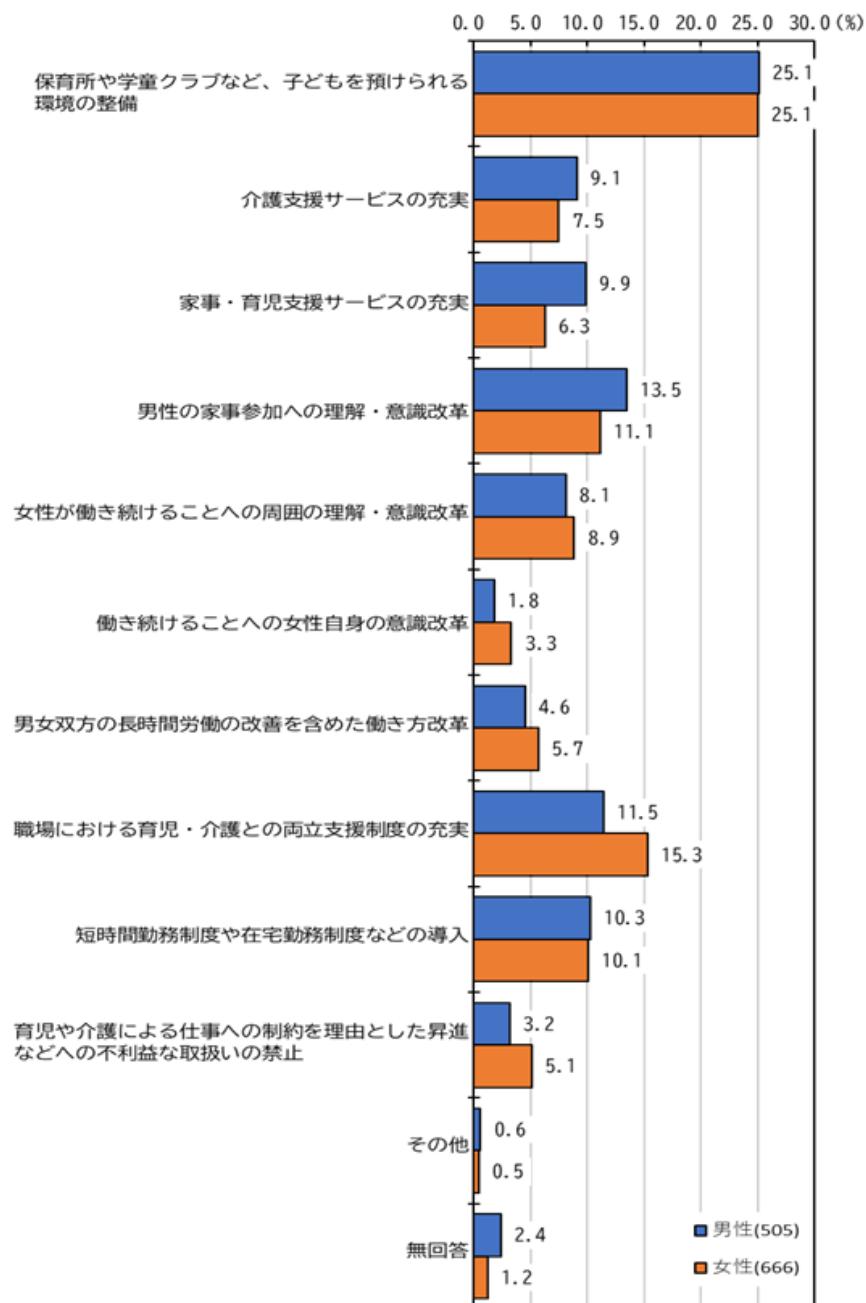


(5) 女性が働き続けるために必要なこと

男性、女性ともに「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が25.1%と最も多く、次いで男性は「男性の家事参加への理解・意識改革」が、女性は「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が多くなっています。

【性別】

[3つ以内で複数回答]

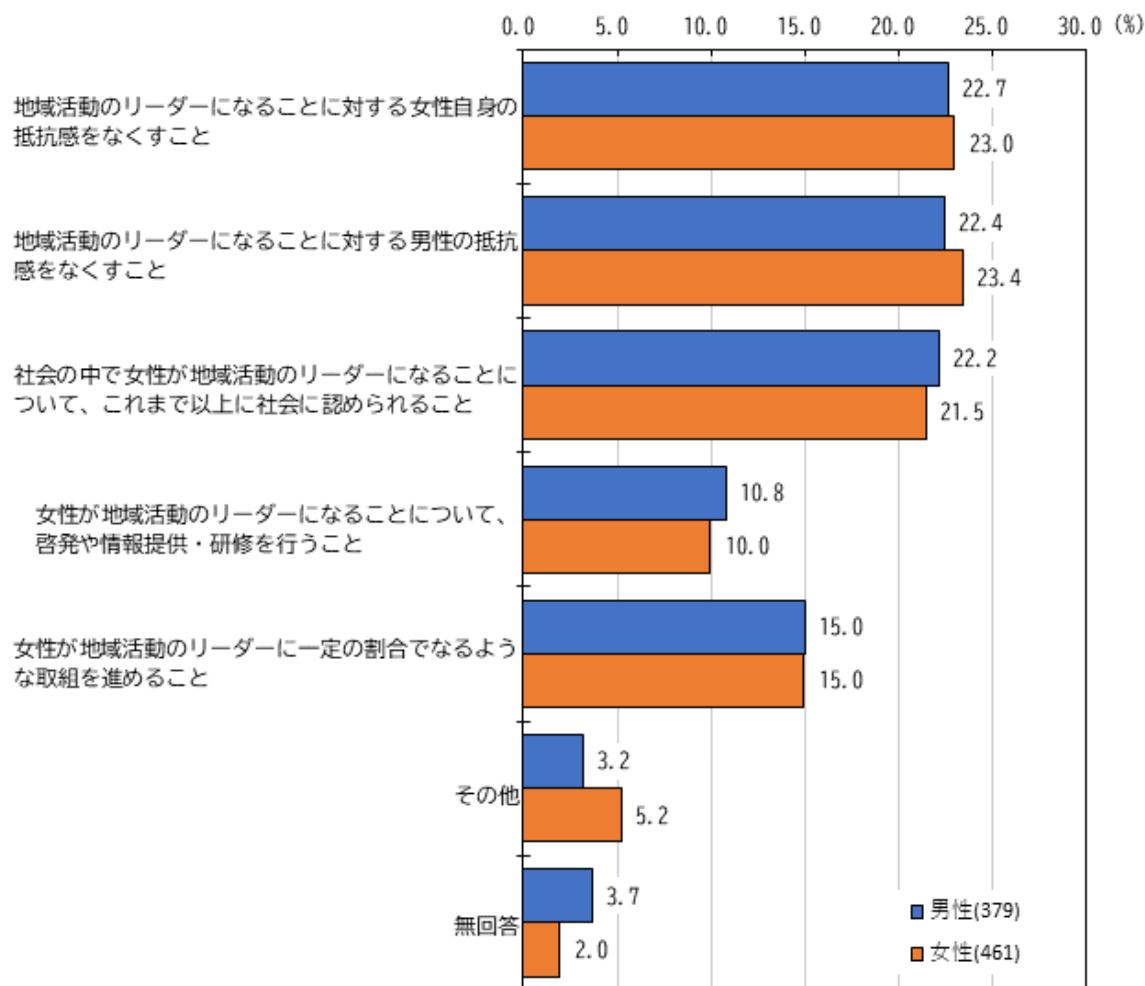


(6) 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

男性は「地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」の 22.7%、女性は「地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」の 23.4%が最も多くなっています。

【性別】

[3つ以内で複数回答]

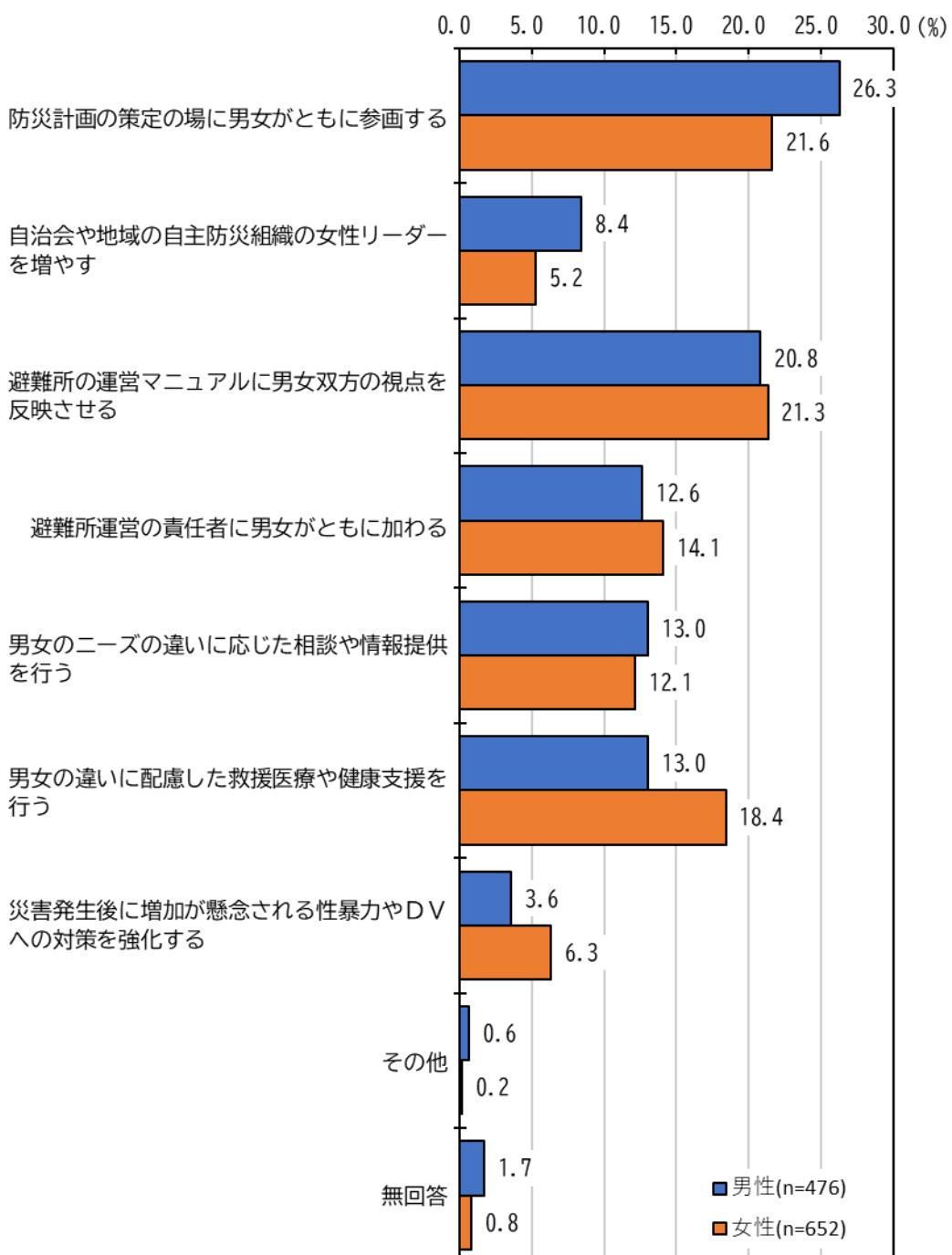


(7) 防災・災害対策において、男女共同参画を推進するためには

男性は「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」の 26.3%、女性も「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」の 21.6%が最も多くなっています。

【性別】

[3つ以内で複数回答]



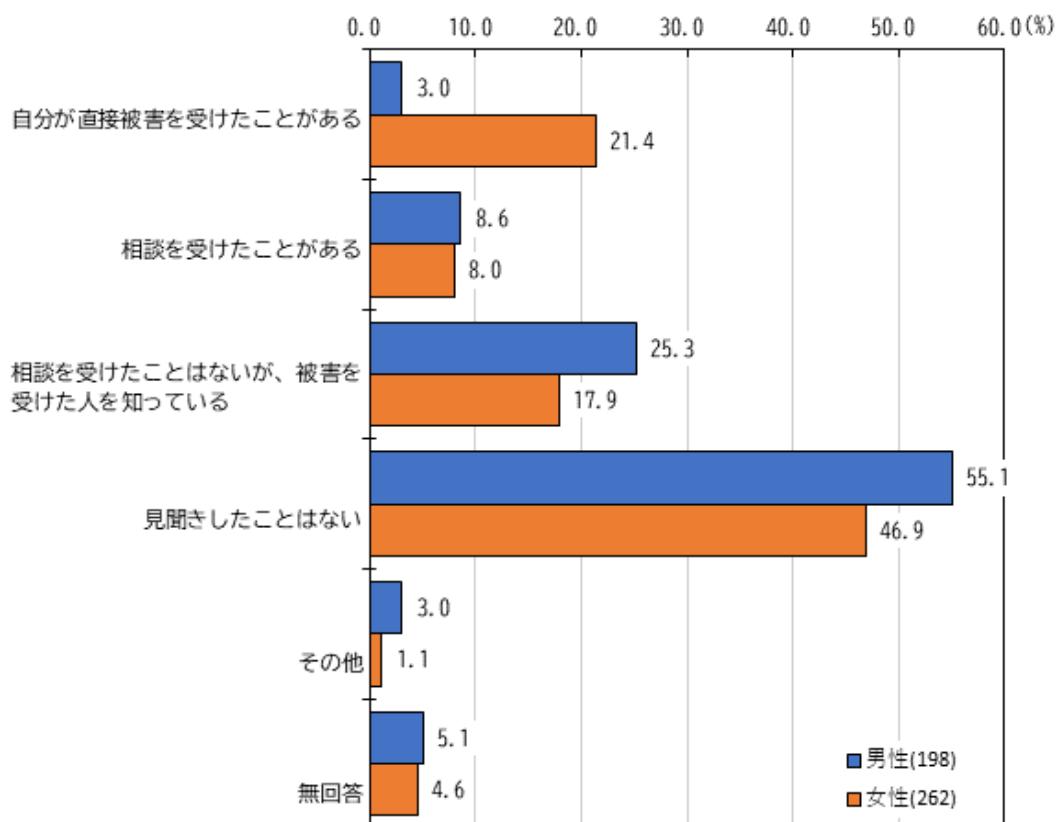
(8) セクハラやDVの経験

自分が直接被害を受けたことがある女性が、セクシュアル・ハラスメント¹⁰では21.4%、DV（ドメスティック・バイオレンス¹¹）では、9.8%います。男性では、それぞれ3.0%、4.1%となっており、女性のほうが男性より被害が多いことがわかります。

【性別】

[複数回答]

●セクハラについて



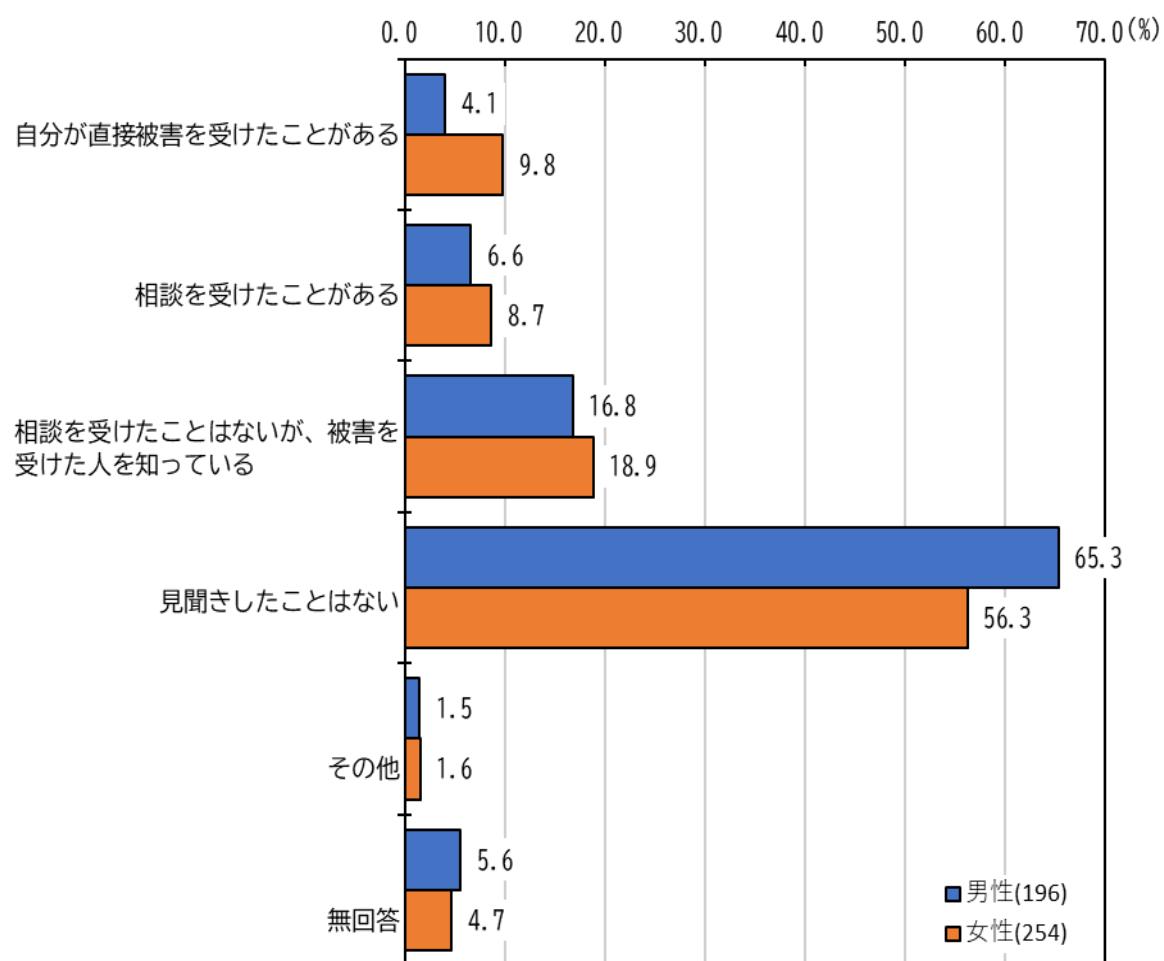
¹⁰ セクシュアル・ハラスメント…職場等の継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。

¹¹ ドメスティック・バイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力も含まれます。

● DVについて

【性別】

[複数回答]

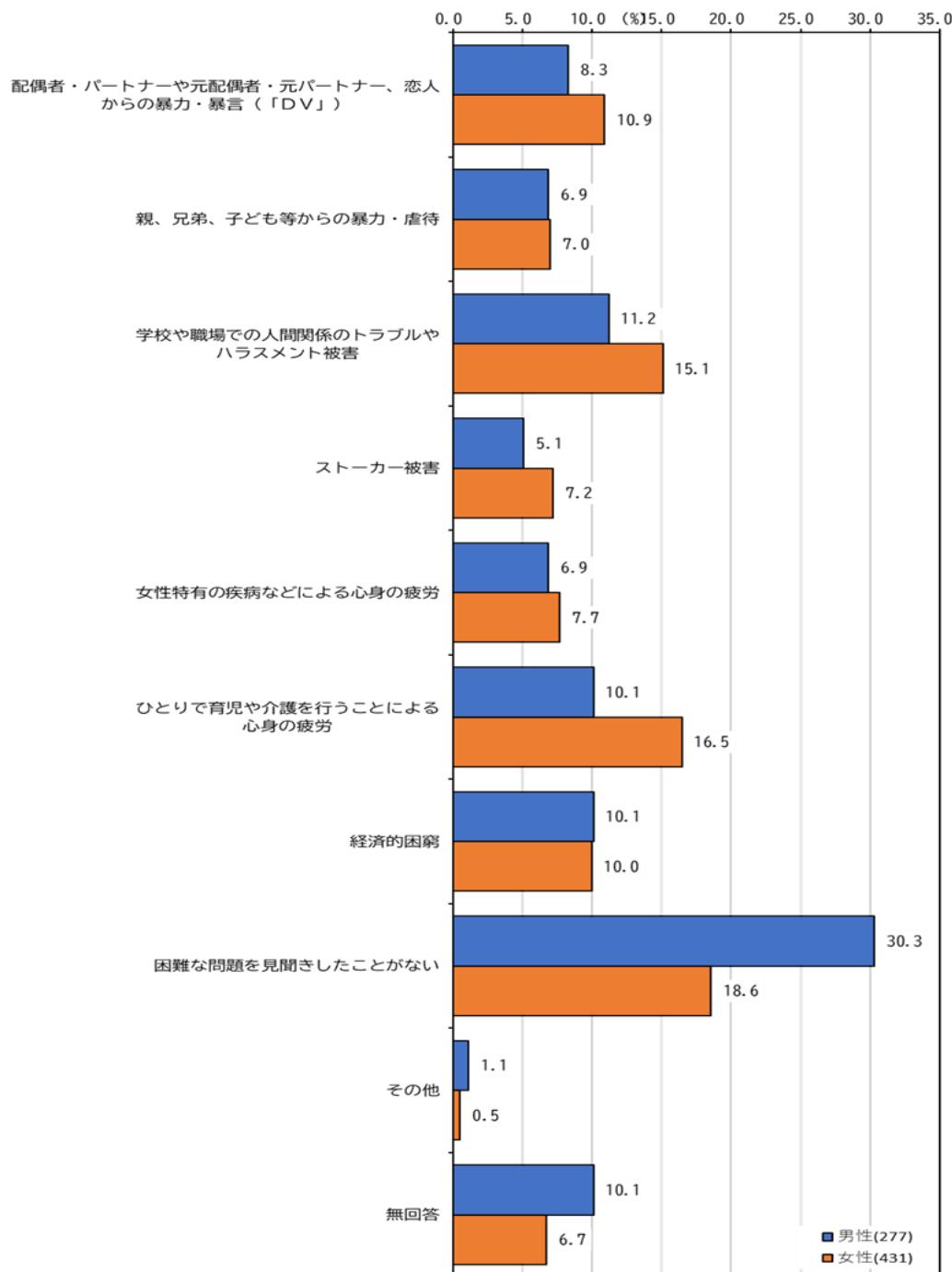


(9) 困難な状況にある女性の認知度

男性、女性ともに「困難な問題を見聞きしたことがない」が最も高く、次いで男性は、「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」、女性は「ひとりで育児や介護を行うことによる心身の疲労」が高くなっています。

【性別】

[3つ以内で複数回答]

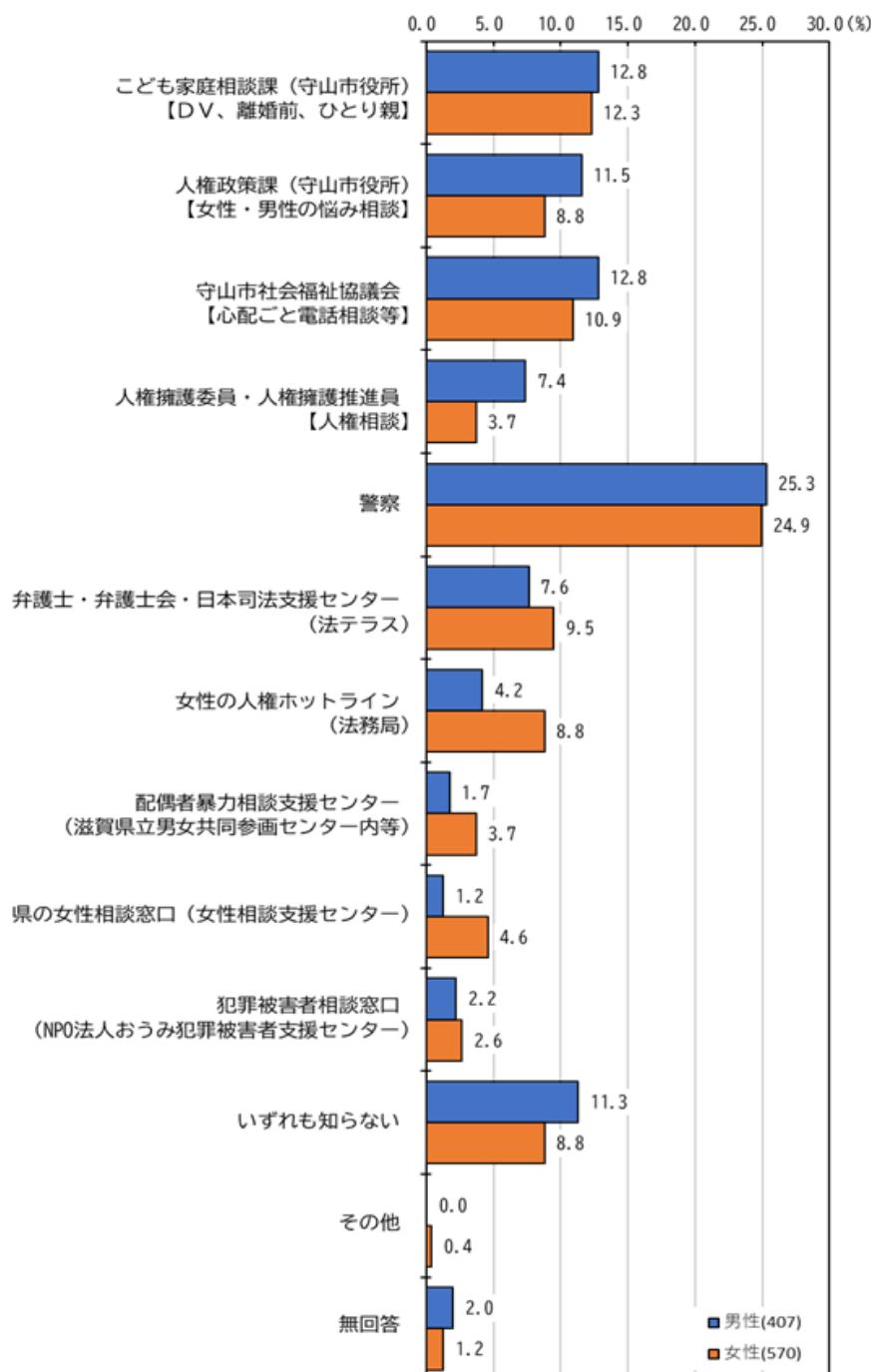


(10) 相談窓口の認知度

男性、女性ともに認知度が高いのは「警察」、次いで「民生委員・児童委員」です。「いずれも知らない」は男性が10.3%、女性は5.1%となっています。

【性別】

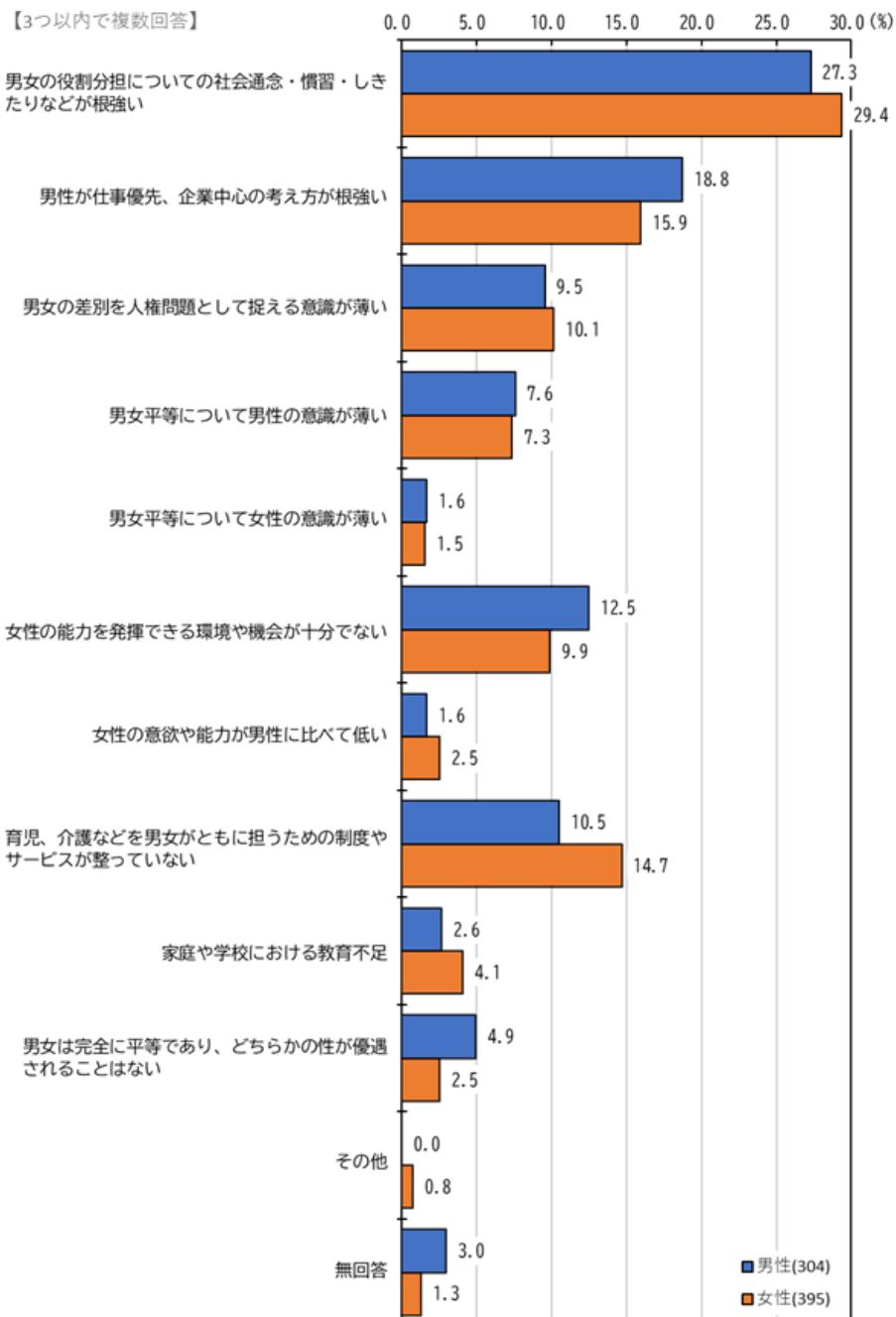
[複数回答]



(11) 男女不平等の原因について

「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い」が男性は27.3%、女性は29.4%で最も多く、次いで「男性が仕事優先、企業中心の考え方方が根強い」が男性は18.8%、女性は15.9%が続いています。

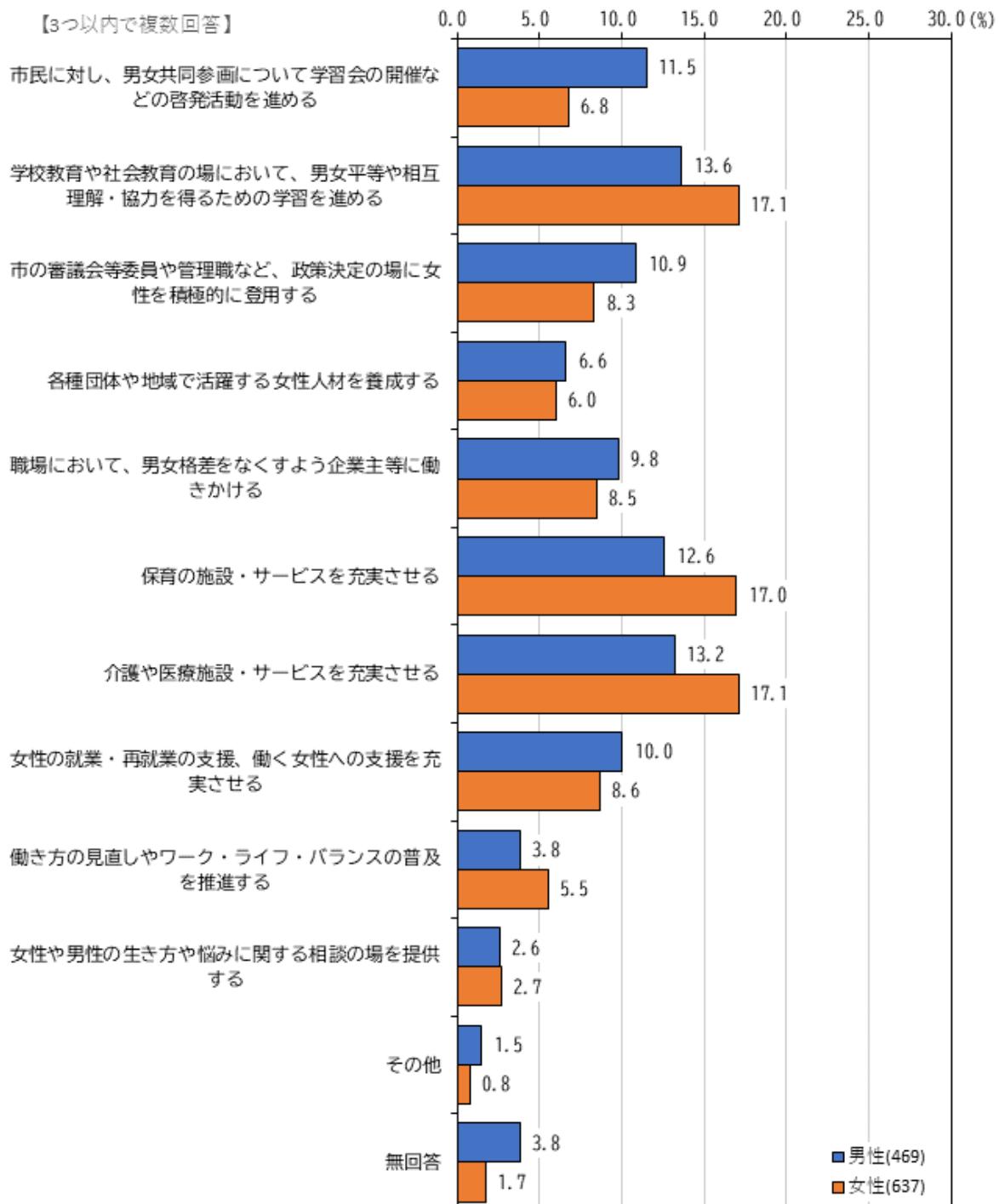
【性別】



(12) 男女共同参画社会づくりに向けて、市が特に力をいれていくべきこと

男性、女性とも「学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める」が最も多く、次いで「介護や医療施設・サービスを充実させる」が高くなっています。

【性別】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち」を基本理念とし、だれもが人権を尊重し合い、あらゆる場面で、ともに考え、ともに担い、ともに見守りあう守山の地域づくりを進める「男女共同参画社会」の実現をめざします。

基本理念

だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま

2 基本目標

(1)あらゆる分野への男女共同参画の促進 ~ともにはぐくむ~

あらゆる人が、社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意志によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域活動、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会の様々な分野において、性別に関わりなくすべての人の意見が反映され、ともに活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

複雑に変化する社会情勢のなか、家庭生活や仕事、その他の活動のバランスが取れたライフスタイルを確立することができるよう、事業所等における理解の促進や支援体制を整備することで、誰もが働きやすい労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス¹²を実現できる環境づくりに取り組みます。

(2)男女共同参画社会への意識改革 ~ともにまなぶ~

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きることができるよう、社会通念や慣習を見直すとともに、啓発や学習機会の提供を行うことで、男女共同参画社会への意識づくりに取り組み、実践や行動へとつなげていきます。

(3)男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備 ~ともにくらす~

性別間のあらゆる暴力やハラスメント¹³を許さない意識を醸成し、すべての人が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組みます。

また、支援を必要とする人が、地域で安心して生活していくことができるよう、それぞれが持つ力を発揮できる機会づくりと安定した生活を送ることができる環境づくりに取り組み、活力あるまちづくりを推進します。

¹² ワーク・ライフ・バランス…一人ひとりがやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

¹³ ハラスメント…色々な場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動。

3 取組のポイント

- 各審議会等への女性の積極的な登用
- 地域活動における女性の参画および女性のリーダーの育成
- 長時間労働抑制と、育児・介護に係る休暇等について性別にかかわらず取得しやすい環境整備
- テレワーク¹⁴等 ICT を利用した多様な働き方や短時間勤務やフレックスタイム¹⁵制度など柔軟な働き方の普及推進およびワーク・ライフ・バランスの実現
- 女性の就業・再就業、起業への支援（女性のエンパワメント）
- 実質的な男性の家事・育児参画の推進
- 地域における性別役割分担意識に対する意識改革
- 日常生活または社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援【新】
- 性や健康への理解と健康支援
- 災害時など非常時における女性の視点が反映された体制づくり【新】
- 性自認や性のあり方などの多様性への理解【新】

¹⁴ テレワーク…勤務形態の一つで、ICT（Information and Communication Technology）を活用し、時間や場所の制約を受けて、柔軟に働く形態のこと。「tele=離れた場所」と「work=働く」をあわせた造語。

¹⁵ フレックスタイム制…変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

4 施策の体系 重点:取組のポイント

| 基本理念 | だれもが自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま | | |
|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|----|
| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 | 頁 |
| 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進 | (1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | ①審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘 | 30 |
| | | ②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進 | 31 |
| | | ③地域活動における男女共同参画の促進 | 31 |
| | | ④女性リーダーの育成 | 31 |
| | (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 | ①働き方の見直しに向けた啓発 | 32 |
| | | ②家庭生活への男女共同参画の促進 | 32 |
| | | ③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり | 33 |
| | | ④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進 | 33 |
| | (3)働く場での女性の活躍推進 ～女性活躍推進計画～ | ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 | 34 |
| | | ②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ | 35 |
| | | ③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実 | 35 |
| | | ④育児・介護等を支援する環境の整備 | 36 |
| | | ⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進 | 36 |
| | (1)男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり | ①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進 | 37 |
| | | ②市職員に対する意識の啓発 | 37 |
| | | ③媒体(メディア)における性別固定観念にとらわれない視点の確立 | 37 |
| | | ④家庭における男女平等教育の推進 | 38 |
| 2 男女会への共同参画意識改革 | (2)男女共同参画を推進する教育・学習 | ②学校・園における男女平等教育の推進 | 38 |
| | | ③男女共同参画に関する生涯学習の推進 | 39 |
| | | ④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信 | 39 |
| | | ⑤DV 対策の推進と被害者支援 (DV 防止基本計画の再掲) | 45 |
| | (1)男女間のあらゆる暴力の根絶 ～DV 防止基本計画～ | ②困難な問題を抱える女性への支援 | 47 |
| | | ③困難な問題を抱える女性に対する相談支援の充実 | 48 |
| | | ④いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透 | 50 |
| 3 豊かに暮らせる安心して暮らせることの整備 | (2)困難な問題を抱える女性への支援 ～困難女性支援計画～ | ②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実 | 50 |
| | | ③母性 ¹⁷ 保護と母子保健事業の充実 | 51 |
| | | ④地域での支援体制の充実 | 52 |
| | (3)性や健康への理解と健康支援 ～安心して暮らせる地域づくり～ | ②防災活動等の分野への男女共同参画の促進 | 52 |
| | | ③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 | 53 |
| | | ④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進 | 53 |
| | | ⑤社会的な援助を必要とする人への支援 | 54 |

¹⁶ マタニティ・ハラスメント…女性従業員が妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされる行為のこと。事業主による不利益な取り扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において禁止されています。

¹⁷ 母性…女性が持っている母としての性質。また、子を産み育てる母親としての機能のこと。

第4章 施策の展開

基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 現状と課題

男女共同参画¹⁸社会の実現には、性別にかかわりなく、誰もがあらゆる分野に参画し、政策や方針決定の場において、性別に偏らない意見が反映されることが重要です。

しかし、女性の参画は様々な分野において徐々に進んできてはいるものの、十分とはいえないのが現状です。

市の各審議会等への女性の登用率は、計画最終年度である令和12年度において目標数値を43.0%としていますが、令和6年度（令和7年3月31日現在）において38.3%であり、女性が一人もいない審議会等が解消されていないのが現状です。

市が率先して女性の登用や育成に取り組み、企業や地域に対して、女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていくことが必要です。

2 施策の方向

| ①審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘 | | |
|--------------------------|---|-------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 各審議会等への女性の積極的な登用 | <ul style="list-style-type: none">○各審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。○審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材を登用します。 | 人権政策課 全課 |
| 女性の人材発掘と市政への参画促進 | <ul style="list-style-type: none">○地域で活躍する女性の情報を収集し、女性人材バンク¹⁹の充実に努めます。○女性人材バンクを活用し、市政への積極的な参画を促進します。○女性人材バンクの活用状況を定期的に調査します。 | 人権政策課 |

重点

¹⁸ 男女共同参画…男女が個人として尊重され、「女らしさ、男らしさ」「男は仕事、女は家庭」などのように、性別による固定観念にとらわれることなく、社会の対等な構成員としてその個性と能力を十分に發揮して、社会のあらゆる分野で責任と喜びを分かち合うことです。

¹⁹ 女性人材バンク… 守山市の政策・方針決定過程への女性の参画促進をめざし、平成16年（2004年）に設置された、審議会等の委員として活躍する意欲のある女性を登録する制度。

②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|-----------------------|--|--------------------|
| 職場での管理職や団体等の役員への女性の登用 | <ul style="list-style-type: none"> ○職場において女性の管理職が登用され方針決定の場に参画できるよう企業等への啓発に努めます。 ○各種団体等における運営や活動の方針決定の場に女性が参画できるよう啓発に努めます。 ○行政における管理職の登用については、性別を問わず職員の能力や実績など管理職の資質を総合的に判断する中で、進めます。 | 人権政策課 人事課 全課 |

③地域活動における男女共同参画の促進

◀重点

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|-------------------|---------------------------------|----------------|
| 地域活動の役員への女性の登用 | ○自治会等の地域活動の役員への女性の積極的な登用を依頼します。 | 人権政策課 市民協働課 |
| 地域活動における男女比の偏りの解消 | ○性別にかかわらず、地域で活躍できるよう、意識改革に努めます。 | 人権政策課 |

④女性リーダーの育成

◀重点

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|----------|---|---------------------|
| 女性の人材育成 | ○講座や研修会等を開催し、リーダーとなる人材の育成に努めます。 | 社会教育・文化振興課 人権政策課 |
| 男性への意識改革 | ○女性がリーダーとして会議や活動に参加できるよう、男性が家事・育児・介護を担うための意識改革の啓発に努めます。 | 人権政策課 |

基本課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1 現状と課題

誰もが多様な生き方を選択し、社会のあらゆる活動に参画していくことは、男女共同参画社会の形成の基盤となるものです。

しかし、男性の仕事優先・職場重視の考え方が以前よりは解消されつつありますが、実態として男性が家庭生活やその他の活動に積極的に参画できていない状況です。その結果、家事や育児、介護等の家庭での役割の多くは女性が担っているのが現状です。

男女がともにやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や地域活動等へも参画していけるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知と働き方の見直しに向けた取組が必要です。

2 施策の方向

| ①働き方の見直しに向けた啓発 | | |
|-------------------------|---|-------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 | ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。 | 人権政策課 |

| ②家庭生活への男女共同参画の促進 | | |
|---------------------------------|---|--|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と学習機会の提供 | ○男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ○家事・育児・介護等の技術や方法を学ぶ講習会や研修会等を開催します。 | 人権政策課 保育幼稚園課 地域包括支援センター 母子保健課 社会教育・文化振興課 |

| ③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり | | |
|-----------------------|--|---------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 地域のリーダーの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進員への、女性の積極的な登用を依頼します。 ○研修会を開催し、まちづくりのリーダーの育成と資質の向上に努めます。 ○個々の状況を認め合い、男性も女性もともに助け合い協力しながら地域活動を行うという視点で意識啓発を行います。 | 社会教育・文化振興課 市民協働課 |
| 地域活動を男女がともに担う意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性が地域活動のリーダーや役員になることについて、男女ともに抵抗感をなくすよう啓発に努めます。 | 人権政策課 |

| ④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進 | | |
|------------------------|--|------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 女性の活躍の場の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種講座や自主教室等に関する情報を提供し、特技や能力を生かして、女性が活躍できる場の拡大に努めます。 ○市民活動に関する情報の提供と相談機能の充実に努め、女性の参画を促進します。 ○市民活動において、特定の性や年齢に偏らず、多様な人々が参画できるよう啓発に努めます。 | 社会教育・文化振興課 市民協働課 人権政策課 |
| 人材の育成とネットワークづくりの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○養成講座等の開催により、性別にかかわらず市民活動の担い手の育成に努めます。 ○市民活動の発表の場や交流の場を提供し、女性の団体やグループの活動やネットワークづくりを支援します。 | 市民協働課 |

基本課題(3) 働く場での女性の活躍推進

1 現状と課題

社会構造の変化とともに、働き方・生活のしかたが多様化しています。

女性の年齢階級別就業率をみると、妊娠・出産・子育て期にあたる30歳代に労働力率が最も低くなる、M字カーブを描いています。カーブは少しずつ浅くなってきていますが、女性のエンパワメントを実現し出産や子育てを通じて働き続けられるためには、育児休業などの労働関係法令の周知や性別にかかわらない平等な労働環境づくりが必要です。また、核家族化や少子高齢化が進む中、育児や介護等に対する家族の負担は増大しており、すべての女性が活躍するために、育児や介護等をサポートする環境の整備が求められています。

2 施策の方向

| ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 | | |
|------------------------|---|--------------|
| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
| 職場での女性人材の育成と管理職への女性の登用 | <ul style="list-style-type: none">○男女における職場・職域の固定観念の払拭に向けた啓発に努めます。○女性の採用・育成が進むよう企業等への啓発に努めます。○方針決定の場に女性が参画できるよう管理職への女性の登用について企業等への啓発に努めます。○方針決定の場に女性が参画できるよう市職員の管理職への女性の登用に努めます。 | 人権政策課 人事課 |
| 法制度の周知と雇用条件改善へ啓発 | <ul style="list-style-type: none">○男女雇用機会均等法²⁰や女性活躍推進法、働き方改革²¹に関連する法律等の周知と啓発に努めます。○企業等に対し、男女が対等に働くよう労働条件等の改善に向けた啓発に努めます。 | 人権政策課 |
| 家族経営協定の締結の促進 | ○家族で取り組む農業経営における働き方等の見直しを行い、男女がともに家事・育児・を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自由が図れるよう家族経営協定 ²² の締結を促進します。 | 農業委員会 農政課 |

²⁰ 男女雇用機会均等法…雇用の分野において、女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和60年（1985年）に公布されました。平成9年（1997年）の大幅改正により、募集、採用、配置、昇進における男女間差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント防止策配慮措置義務等が新たに規定されました。平成18年（2006年）の改正では、男女間差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化等が図られています。

²¹ 働き方改革…働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

| | | |
|---------------------|---|-----------------|
| 企業等における学習会等の開催の働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○企業等に対し、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた学習会等の開催を働きかけます。 ○職場等でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、ハラスメント防止のための啓発と学習会等の開催を働きかけます。 | 人権政策課 |
| 労働環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の性別に偏りがある職種にも男女ともに参画できるよう、男女別の更衣室やトイレの数の確保などハード面の整備の推進に努めます。 | 人権政策課 保育幼稚園課 |

②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ

重点

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 多様な働き方の普及と就労条件の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業主に対し、ライフスタイルや家族形態の多様化に応じた短時間勤務制度やフレックスタイム制、テレワーク等の多様な働き方の普及に努めます。 ○事業主に対し、多様な働き方を可能とする就労条件への改善に向けた啓発を行います。 | 人権政策課 |
| 労働時間短縮等への啓発 | ○事業主に対し、時間外労働の改善や年次有給休暇の取得促進の啓発に努めます。 | 商工観光課 |
| 育児・介護休業制度の普及と取得促進 | ○事業主に対する、従業員の育児・介護休業の取得促進の啓発に努めます。 | 商工観光課 |

③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実

重点

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------|---|----------------|
| 女性の起業や再就業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ○女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います²²。 ○フリーランス²³や個人事業主の女性に対 | 商工観光課 人権政策課 |

²² 家族経営協定…家族経営が中心の日本の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって経営に参画することができるよう、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等のルールについて文書で取り決めたもの。

²³ フリーランス… 会社や組織に所属することなく、個人で仕事を請け負う働き方のこと。

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|-------|
| | し、情報提供や研修会を行います。 | |
| 職業相談体制の充実と職業紹介の実施 | ○就労関係機関と連携し、就労安定推進員による就労相談を実施します。 | 商工観光課 |

| ④育児・介護等を支援する環境の整備 | | |
|-------------------|--|-------------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 待機児童の解消 | ○保育園等を計画的に整備します。 ○保育人材バンクの活用により、保育人材の確保と定着化に努めます。 | こども政策課 保育幼稚園課 |
| 子育て支援の充実 | ○一時預かり保育事業の充実を図ります。 ○子育て支援制度の普及・啓発に努めます。 ○子育てに関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。 | こども政策課 保育幼稚園課 子育て応援室 学校教育課 |
| 介護支援体制の充実 | ○介護保険制度の普及・啓発に努めます。 ○介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。 | 介護保険課 地域包括支援センター |

| ⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進 | | |
|---------------------|--|---|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 男性の参画への意識づくり | ○育児や家事等に男性も参画することの重要性について、啓発します。 ○母子手帳交付時や乳幼児健診時に、父親の育児への参画について啓発します。 ○参観や親子活動の日程や内容を工夫し、父親の参加率向上につなげます。 ○療育教室において「親の会」や「父の会」を開催し、父親の子育て意識の向上に努めます。 | 人権政策課 母子保健課 保育幼稚園課 発達支援課 |
| 知識や技術習得の学習機会の提供 | ○家庭教育の啓発と実践的な学習の場として、親子ほっとステーションの中で「わくわく子育て応援プログラム」 <u>を実施、また「はじめましてサロン」を開催します。</u> ○家族介護者教室を開催し、男女がともに介護の担い手として参画できるよう促します。 ○男性向け料理教室等の開催により、男性の家事参加を促進します。 | 社会教育・文化振興課 発達支援課 <u>母子保健課</u> 地域包括支援センター |

基本目標2 男女共同参画社会への意識改革

基本課題(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが不可欠です。

しかし、市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する「同感する」割合（「同感する」と「どちらかと言えば同感する」の合計）が18.7%であり、意識の解消の傾向が進んでいるものの依然として、固定的な性別役割分担意識が残っています。この意識は、人々の中に長い年月をかけて形成され、男女共同参画社会の実現の大きな障壁の一つとなっています。この意識を解消し、男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、すべての人が、自らの意思で様々な分野に参画し活躍できるよう、意識改革を推進していくことが重要です。

2 施策の方向

①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 理解と認識を深めるための啓発 | <ul style="list-style-type: none">○市広報やホームページ、啓発リーフレット等を活用し、啓発を行います。○「男女共同参画週間」(6/23~6/29)を中心に行なう街頭啓発等を実施し、広く市民に男女共同参画意識が浸透するよう努めます。 | 人権政策課 |

②市職員に対する意識の啓発

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------|--|--------------|
| 職員研修の実施 | <ul style="list-style-type: none">○市職員が率先して男女共同参画社会づくりを担えるよう、計画的に職員研修を実施します。 | 人事課 人権政策課 |

③媒体（メディア）における性別固定観念にとらわれない視点の確立

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------------------|
| 市が発行する刊行物の表現の点検 | <ul style="list-style-type: none">○市が発行する刊行物や市広報、ホームページ等の内容、表現について、性別固定観念にとらわれないよう点検や表現の見直しを行います。 | 企画政策課 人権政策課 全課 |

基本課題(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

1 現状と課題

一人ひとりの意識や価値観は、幼少期から、家庭や地域、学校など、あらゆる環境の影響を受けながら形成されます。

市民意識調査においても、男女共同参画の実現に向けて「学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める」および「介護や医療施設・サービスを充実させる」ことに、市は力を入れていくべきといった回答が多くみられました。また、男女不平等の原因について、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い」の回答が28.3%で最も多くなっています。

このようなことから、家庭、学校・園、地域、職場などあらゆる場面において、男女平等や男女共同参画、女性活躍の推進のための意識が浸透するよう、子どもたちのみならず保護者や地域の大人まですべての人が、教育や学習を継続していくことが重要です。

2 施策の方向

| ①家庭における男女平等教育の推進 | | |
|------------------|---|--------------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 個性と能力を育てる家庭教育の促進 | ○子育て講座や各園の保護者研修会等を通じて、性別による固定観念にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発します。 | 地域総合センタ ー 保育幼稚園課 社会教育・文化振興課 |

| ②学校・園における男女平等教育の推進 | | |
|--------------------|--|-----------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 男女平等・男女共同参画教育の推進 | ○園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。 | 保育幼稚園課 学校教育課 |
| 多様な選択を可能にする進路指導の実施 | ○性別による固定観念にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路選択ができるよう、適切な進路指導を行います。 | 学校教育課 |
| 保育士・教職員への研修の実施 | ○男女共同参画・女性活躍の推進への意識改革を進めるため、職員研修を実施します。 | 保育幼稚園課 学校教育課 |

| ③男女共同参画に関する生涯学習の推進 | | |
|--------------------------|---|---------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 地域、職場などあらゆる場面における学習機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○研修会や講演会、人権学習会を通じて、性別による固定観念にとらわれず、誰もが自分らしく暮らせるよう、男女が協力し合うことの重要性について啓発します。 ○男性や若年層の研修会等への参加が進むよう、テーマや周知方法について工夫します。 ○男女共同参画・女性活躍の推進を進める公民館での自主教室の支援に努めます。 | 人権政策課 地域総合センター 社会教育・文化振興課 |
| 学習資料の収集と提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○研修資料やDVD等を整備し、提供や貸し出しを行います。 | 人権政策課 |

| ④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信 | | |
|--------------------------|---|-------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 男女共同参画関係資料の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画・女性活躍の推進に関する図書や資料を収集し、配架します。 | 図書館 |
| 男女共同参画に関する情報の収集と発信 | <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画・女性活躍の推進に関する国際社会および国・県の情報や他市町村の取組事例などの情報を収集し、調査・研究するとともに、市広報やホームページ等を活用して、紹介します。 | 人権政策課 |

基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

基本課題(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、誰もが一人の個人として尊重されることが重要です。

しかし、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪や性暴力が社会問題となっており、これらの被害者は多くの場合、女性であるのが現状です。特に、DVについては、被害者だけでなく、その子どもにも悪影響を与えることや、近年では、子どもに対する性的な暴力も問題になっています。

あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底や、暴力防止対策、被害者に対する適切な支援等の取組が必要です。

2 施策の方向

| ①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり | | |
|-------------------------|--|---|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 | ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DVをはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。 | 人権政策課 こども家庭相談課 |
| 早期発見、予防に向けた取組の推進 | ○被害者の発見、通報に関して、医療機関・福祉関係団体・学校園・警察など関係機関との連携を図ります。 ○DV等に関する知識や相談の窓口などについて、人権擁護委員をはじめ、民生委員・児童委員などの関係者に適正な情報提供を行います。 | こども家庭相談課 人権政策課 健康福祉政策課 生活支援相談課 保育幼稚園課 すこやか生活課 母子保健課 学校教育課 地域包括支援センター 障害福祉課 |

| ②DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進と被害者支援 | | |
|--------------------------------|---|-------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 学習機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ○学校において、DVおよびデートDV²⁴に関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。 | 人権政策課 学校教育課 |
| 相談窓口の周知と充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○市の相談窓口や関係機関について、広く市民に周知します。 ○休日や夜間においても相談できる窓口を周知します。 ○相談員をはじめ、関係職員の研修を行い、相談支援に関する情報を共有するとともに、資質の向上に努めます。 | こども家庭相談課 |
| 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援員²⁵を配置し、DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力相談支援センターと連携し、対応します。 | こども家庭相談課 |
| 市職員に対する研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○DV等に関する知識や相談窓口など適正な情報提供を行い、確実に関係機関に繋がるよう、職員の資質の向上に努めます。 | 人権政策課 こども家庭相談課 |
| 安全確保と保護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者が保護を求めてきた場合は、警察や県の配偶者暴力相談支援センターと連携して、安全を確保します。 ○被害者に子どもがいる場合には、教育委員会、学校と連携して、安全確保を行います。 ○被害者が、警察への援助の申し出や保護命令の申請が迅速に行えるよう、必要な情報提供を行います。 ○休日や夜間においても迅速に保護できるよ | こども家庭相談課 |

²⁴ デートDV…恋人による身体的暴力や精神的暴力、性的暴力のこと。DVが「配偶者等からの暴力」を指すのに対して、デートDVは「恋人からの暴力」を意味します。

²⁵ 女性相談支援員…困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第2項に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する。

| | | |
|-------------|--|---|
| | う、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等との連絡体制を整えます。 | |
| 被害者の情報管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を受理した場合、加害者から被害者の現住所を知らないよう住民票等の写しの交付制限等を速やかに行うとともに、関係各課へ情報提供します。 ○国民健康保険、国民年金、福祉事務所等、住民基本台帳からの情報に基づき、事務処理を行う関係課においても、情報管理の徹底を図ります。 ○ DV被害から逃れるために転入してきた子どもの情報が、加害者に漏えいしないよう情報管理の徹底を図ります。 | 市民課 学校教育課 こども家庭相談課 保育幼稚園課 |
| 自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○一時保護施設と連携して、被害者のケアと自立に向けた支援を行います。 ○住宅・就労・生活支援など、被害者の状況に応じて迅速に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者が必要とする情報や支援が的確に提供できるよう、必要に応じてケース会議を開催するなど、関係課や関係機関と連携して対応します。 ○保護が必要な高齢者について、安全を確保できるよう関係機関と連携し、老人福祉法に基づき、一時的な保護や保護措置を行います。 ○緊急時用の一時保護所を確保するとともに、要保護障害者について、必要時に身体障害者福祉法等に基づく措置等の支援を行います。 ○被害者が同伴する子どものケアに努めるとともに、必要に応じて就園・就学、転校について支援を行います。 | こども家庭相談課 子育て応援室 地域包括支援センター 障害福祉課 長寿政策課 保育幼稚園課 学校教育課 |

| ③性犯罪、性暴力への対策の推進 | | |
|-----------------|--|-------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 性暴力等防止に向けた意識啓発 | ○「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等において、市広報やホームページ等を活用して、性暴力等を許さない社会意識の醸成を図ります。 | 人権政策課 |
| 相談窓口の周知 | ○相談を受けた際は、専門機関と連携して被害者支援を行います。 ○性暴力被害の相談窓口（ワンストップ支援センター）の周知を行います。 | 人権政策課 こども家庭相談課 |
| 学校等で相談を受ける体制の強化 | ○児童生徒がSOSを出しやすくなるよう、学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談対応について教職員への研修の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 学校園における教育や啓発 | ○幼児期や小学校低学年も、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守る重要性や嫌なことをされたら訴える必要性を教えます。 ○小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行います。 ○小学校や中学校で、スマホやSNSによる犯罪被害の危険性や、被害に遭った場合の対応について教えます。 | 保育幼稚園課 学校教育課 |

| ④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援 | | |
|--|--|-------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 意識啓発と学習機会の提供 | ○市広報やホームページ等を活用して、啓發を行います。 ○人権学習会等を通じて、地域におけるハラスメントの防止に向けた啓發を実施します。 | 人権政策課 |
| 学校におけるハラスメントの防止 | ○学校において、ハラスメントに関する教育を行い、ハラスメントを許さない人権意識の形成に努めます。 | 学校教育課 |

| | | |
|-----------------|--|--------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○教職員から生徒への、また教職員同士でのハラスメントを防止するため、研修会を実施し、予防啓発に努めます。 | |
| 企業におけるハラスメントの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメント防止に向けた啓発と研修会を実施します。 ○企業に対し、研修会の開催とハラスメントに関する相談担当者の設置を働きかけます。 | 人権政策課 |
| 相談体制と被害者支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、市広報やホームページ等を活用し、広く市民に相談窓口を周知します。 ○ハラスメント被害の相談や通報に対し、関係機関と連携して迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○ハラスメント被害者へ適切な対応を行うために、関係職員の研修を実施し、資質向上に努めます。 | 人権政策課 |
| 市職員に対する研修等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメントに関する知識や相談窓口の周知など適切な情報提供を行い、市民からの相談に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。 | 人権政策課 人事課 |

基本課題(2) 困難な問題を抱える女性への支援

1 現状と課題

DV や生活困窮、育児と介護のダブルケア、女性のワンオペ育児等、困難に直面した女性の問題は、複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含めた支援が求められています。

日常生活に困難な問題を抱える女性に対し、DV 対策や経済的安定に向けた施策の推進、相談支援体制の整備等により、自らの力で生活していくよう支援する必要があります。

2 施策の方向

| ①DV 対策の推進と被害者支援 (DV 防止基本計画の再掲) | | |
|--------------------------------|--|--|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 | <ul style="list-style-type: none">○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DV をはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。 | 人権政策課 こども家庭相談課 |
| 早期発見、予防に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none">○被害者の発見、通報に関して、医療機関・福祉関係団体・学校園・警察など関係機関との連携を図ります。○DV 等に関する知識や相談の窓口などについて、人権擁護委員をはじめ、民生委員・児童委員などの関係者に適正な情報提供を行います。 | こども家庭相談課 人権政策課 健康福祉政策課 生活支援相談課 保育幼稚園課 母子保健課 学校教育課 地域包括支援センター 障害福祉課 |
| 相談窓口の周知と充実 | <ul style="list-style-type: none">○市の相談窓口や関係機関について、広く市民に周知します。○休日や夜間においても相談できるよう専用 Logo フォームやメールアドレスを設け、広く周知します。 | こども家庭相談課 |

| | | |
|--------------|--|------------------------------------|
| | ○相談員をはじめ、関係職員の研修を行い、相談支援に関する情報を共有するとともに、資質の向上に努めます。 | |
| 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援員を配置し、DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力相談支援センターと連携し、対応します。 | こども家庭相談課 |
| 安全確保と保護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者が保護を求めてきた場合は、警察や県の配偶者暴力相談支援センターと連携して、安全を確保します。 ○被害者に子どもがいる場合には、教育委員会、学校と連携して、安全確保を行います。 ○被害者が、警察への援助の申し出や保護命令の申請が迅速に行えるよう、必要な情報提供を行います。 ○休日や夜間においても迅速に保護できるよう、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等との連絡体制を整えます。 | こども家庭相談課 |
| 被害者の情報管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を受理した場合、加害者から被害者の現住所を知られないよう住民票等の写しの交付制限等を速やかに行うとともに、関係各課へ情報提供します。 ○国民健康保険、国民年金、福祉事務所等、住民基本台帳からの情報に基づき、事務処理を行う関係課においても、情報管理の徹底を図ります。 ○DV被害から逃れるために転入してきた子どもの情報が、加害者に漏えいしないよう情報管理の徹底を図ります。 | 市民課 学校教育課 こども家庭相談課 保育幼稚園課 |
| 自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○一時保護施設と連携して、被害者のケアと自立に向けた支援を行います。 ○住宅・就労・生活支援など、被害者の状況に | こども家庭相談課 子育て応援室 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>応じて迅速に対応するとともに、適切な情報管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者が必要とする情報や支援が的確に提供できるよう、必要に応じてケース会議を開催するなど、関係課や関係機関と連携して対応します。 ○保護が必要な高齢者について、安全を確保できるよう関係機関と連携し、老人福祉法に基づき、一時的な保護や保護措置を行います。 ○緊急時用の一時保護所を確保するとともに、要保護障害者について、必要時に身体障害者福祉法等に基づく措置等の支援を行います。 ○被害者が同伴する子どものケアに努めるとともに、必要に応じて就園・就学、転校について支援を行います。 | <p>地域包括支援センター 障害福祉課 長寿政策課 保育幼稚園課 学校教育課</p> |
|--|---|--|

②困難な問題を抱える女性の経済的安定に向けた就学・就労、生活に関する支援 重点

| 施策名 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|---|
| 困難な問題を抱える女性の生活の安定を図るため、就学・就労支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する就労支援等を実施します。 ○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金、高卒認定資格取得支援事業を通じて、ひとり親家庭の資格取得を支援します。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する人の自立に向けた就労支援を行います。 ○就労関係機関と連携し、困難な状況にある人への就労安定推進員による就労相談を実施します。 | <p>こども家庭相談課 生活支援相談課 商工観光課</p> |
| 困難な問題を抱える女性の生活支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当の支給を通じて、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。 ○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等の案内を通じて、ひとり親家庭への相談支援を実施 | <p>こども家庭相談課 生活支援相談課 地域包括支援セ</p> |

| | | |
|-------------|---|--|
| | <p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活に困窮する人への自立に向けた相談支援を行います。 ○日常生活において困難な状況にある高齢者に対しきめ細かな対応および相談支援を行います。 ○経済的な理由などにより、生理用品等の日常必需品の入手が困難な女性に対し、支援します。 | ンター |
| 民間の支援機関との協働 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂実施団体、フードバンク等と連携し、食糧支援等の取組を支援します。 ○母子福祉のぞみ会と連携し、ひとり親家庭に対する食糧その他物品等の支援等の取組を支援します。 ○社会福祉協議会と連携し、フードパンtries等の食糧支援、生活福祉資金貸付等の取組を支援します。 | こども家庭相談課 生活支援相談課 地域包括支援センター 健康福祉政策課 |

③困難な問題を抱える女性に対する相談支援の充実

◀重点

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|--------------------------------------|---|-------------------|
| 困難 <u>な問題を抱える</u> 女性を早期に把握するための窓口の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ○困難<u>な問題を抱える</u>女性を早期に把握し、相談機関に繋がることができるよう、相談窓口の周知を行います。 | 人権政策課 こども家庭相談課 |
| 困難 <u>な問題を抱える</u> 女性が相談できる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○困難な状況にありながら、相談する場所が分からない、面接相談は話しづらいという女性を対象に気軽に相談できる窓口としてメール相談窓口を設置します。 ○女性相談支援員を配置し、困難<u>な問題を抱える</u>女性が自らの力で問題解決に取り組むことができるよう、相談支援を通じて助言や課題整理、必要な支援制度へのつなぎを行います。 ○家庭内でのトラブルや地域・職場での人間関係等不安を抱える女性の不安解消のため、女性の悩み相談を実施します。 | こども家庭相談課 人権政策課 |

| | | |
|-----------------|---|---------------------|
| 育児に関する相談支援の実施 | <p>○育児に関する課題解決や不安解消のため、助言や支援制度の案内を行う家庭児童相談を実施します。</p> <p>○一人で悩みを抱えることがないよう、こどもに関するよろず相談窓口として、こどもなんでも相談を実施します。</p> | 子育て応援室 |
| 出産育児に関する相談支援の実施 | ○妊娠・出産・育児に伴う女性や乳児に関する相談支援を実施します。 | 母子保健課 |
| 介護に関する相談支援の実施 | ○介護に関する課題解決や不安解消のため、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等を通じて、助言や支援制度の案内を行います。 | 地域包括支援センター 障害福祉課 |
| 民間の相談支援機関等との協働 | ○ひとり親家庭福祉推進員等、地域の相談支援機関との緊密な連携により、支援を充実します。 | こども家庭相談課 |

基本課題(3) 性や健康への理解と健康支援

1 現状と課題

男女が互いの身体的性差について十分理解し合い、相手を思いやることが重要です。特に女性は、妊娠・出産をめぐり、男性とは異なる配慮が求められることから、すべての人が母性の重要性について正しく理解することが必要です。

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進と、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりへの支援が必要です。

2 施策の方向

| ①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透 | | |
|-----------------------------|--|---------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| いのちと性に関する教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">○保育・教育の場において、いのちの尊さや互いの性を尊重する意識、性についての正しい認識の普及を図ります。○発達段階に応じた指導や相談の充実を図ります。 | 保育幼稚園課 保健給食課 |
| 保育士・教職員の研修の充実 | <ul style="list-style-type: none">○保育士・教職員研修計画に位置付け、性教育部会を中心に各校園で研修を実施します。 | 保育幼稚園課 学校教育課 |
| 性感染症やHIV感染症、薬物乱用防止に関する教育・啓発 | <ul style="list-style-type: none">○性感染症やHIV感染症、薬物乱用防止等に関する正しい知識の普及啓発・教育に努めます。 | すこやか生活課 学校教育課 保健給食課 |

| ②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実 | | |
|------------------------|--|---------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 健康づくりへの取組 | <ul style="list-style-type: none">○自らの心身の状況に応じて適切な健康管理ができるよう正しい知識の普及と啓発を行います。○性別やライフコース・ライフスタイルに応じた健康教育・健康相談を実施します。 | すこやか生活課 |
| 健康診査の充実と受診の促進 | <ul style="list-style-type: none">○疾病の早期発見・早期治療につなげるため、健(検)診の受診を促進します。 | すこやか生活課 |

| ③母性に対する理解の促進と母子保健事業の充実 | | |
|------------------------|---|-------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 母性に対する理解の促進 | ○母性機能の重要性の啓発、妊産婦への母性保護の情報提供や女性特有の疾病への啓発に努めます。 | 母子保健課 |
| 母子保健事業の充実 | ○妊娠期から出産・育児に向けて切れ目ない支援を目指し、保健指導や相談事業を行います。 | 母子保健課 |

基本課題(4) 安心して暮らせる地域づくり

1 現状と課題

核家族化や少子高齢化の進行に伴い家族形態の多様化、経済情勢の変化など、人々を取り巻く環境が複雑に変化する今日においては、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会の形成が重要です。

そのためには、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人、LGBTQ を含む性的マイノリティなどすべての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが必要です。

また、これらの人々が、加えて女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、特に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

2 施策の方向

①地域での支援体制の充実

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|----------|---|------------------|
| 地域活動への支援 | ○地域での活動を通して男女共同参画の考え方方が広がるよう、地域で活躍する民生委員・児童委員などの方々に対して、男女共同参画について学ぶ機会を設けるなど支援します。 | 人権政策課 健康福祉政策課 |

②防災活動等の分野への男女共同参画の促進

重点

| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
|----------------------|--|----------------|
| 防災計画や防災訓練等への女性の参画の促進 | ○防災計画等に男女双方の視点、子育て家庭のニーズ、高齢者や若者など多様な年齢層の視点を反映するよう努めます。 ○地域での自主防災組織の充実を図り、地区防災計画の策定を支援するとともに、防災訓練等への女性の参画を促進します。 | 危機管理課 |
| さまざまな分野への女性の参画の促進 | ○防災活動をはじめ地域のさまざまな活動分野への、女性の積極的な参画を促進します。 ○女性リーダーの発掘と人材育成に努めます。 | 危機管理課 人権政策課 |

| ③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 | | |
|------------------------|--|------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 経済的自立に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた指導や相談を行い、関係機関との連携により働く場の確保や自立に向けた支援に取り組みます。 ○資格取得支援等、就業・起業に向けた技能や技術の習得を支援します。 ○企業等へ雇用の拡大について働きかけます。 | こども家庭相談課 商工観光課 生活支援相談課 |
| 子ども・若者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある家庭の子どもへの学習支援や生活面での相談支援を行います。 | 子育て応援室 生活支援相談課 |

| ④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進 | | |
|-----------------------|--|------------------------------|
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 男性の生活的自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と技術習得に向けた研修会等への男性の積極的な参加を促します。 ○社会教育的支援と情報提供を行い、男性向けの講座への積極的な参加を促します。 | 人権政策課 社会教育・文化振興課 |
| 社会活動への参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ○市老人クラブ連合会、シルバー人材センターおよび市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。 | 長寿政策課 地域包括支援センター 商工観光課 |
| 介護支援体制等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度の普及・啓発に努めます。 ○介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。 ○判断能力が不十分な状態にある高齢者を対 | 介護保険課 長寿政策課 地域包括支援センター |

| | 象に、地域福祉権利擁護制度および成年後見制度等の活用への支援を行います。 | |
|--------------------|--|--|
| ⑤社会的な援助を必要とする人への支援 | | ◀重点 |
| 施 策 名 | 施 策 の 内 容 | 担 当 課 |
| 生活支援と相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭や障害者などの生活相談および就労相談など日常生活における自立支援に努めます。 ○生活安定に必要な支援が適切に行えるよう相談体制の充実を図ります。 ○外国人については、外国語や「やさしい日本語」による情報提供を行い、安心して暮らせるよう文化や価値観に応じた生活相談等を実施します。 ○性別に起因する悩みに対応するため、「女性の悩み相談」「男性の悩み相談」を実施します。 ○LGBTQ など性的指向や性自認等についての市民理解を広げます。 | こども家庭相談課 障害福祉課 生活支援相談課 市民協働課 人権政策課 |

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進のため、守山市男女共同参画推進条例に基づき、「守山市男女共同参画推進本部」を中心に、庁内での連携体制の強化・充実を図ります。さらに、「守山市男女共同参画審議会」において、計画の進捗管理を行います。

また、あらゆる場における男女共同参画の実現に向け、市民、事業者・市民団体等と連携を図るとともに、国や県等との連携を図り、他市町との情報交換にも努めます。

(1) 庁内推進体制の充実・強化

計画をより実効性のあるものにするために、関係各課と一層連携し全庁横断型の体制を築いて、施策の推進にあたります。

(2) 計画の進行管理

- ①計画の進捗状況を年度ごとに点検・評価し、次年度以降の事業に反映させます。
- ②「守山市男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況の確認を行い、課題解決に向けて審議を行います。

(3) 市民や事業者等との連携の強化

計画の推進にあたり、市民や事業者・市民団体等との連携・協働を図り、主体的な取組が展開されるよう働きかけます。

(4) 国・県等関係機関との連携

施策がより効果的に推進できるよう、国・県および関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報共有・交換に努めます。

計画推進の目標値一覧

基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

| 指 標 | 現況値 | 目標値 | | データの出典 | 頁 |
|------------------------------|---------|---------|----------|------------|----|
| | (令和6年度) | (令和7年度) | (令和12年度) | | |
| 各審議会等への女性の登用率 | 38.3% | 40.0% | 43.0% | 人権政策課 | 30 |
| 女性の代表者または副代表者がいる自治会の割合 | 19.7% | 17.0% | 25.0% | 市民協働課 | 31 |
| 「家事について、男女で分担して行うべき」と考える人の割合 | 57.8% | 45.0% | 70.0% | 市民意識調査 | 32 |
| 「育児について、男女で分担して行うべき」と考える人の割合 | 61.1% | 50.0% | 70.0% | | |
| まちづくり推進員の女性の割合 | 20.4% | 25.0% | 30.0% | 社会教育・文化振興課 | 33 |
| 保育園等の待機児童数 | 58 人 | 0 人 | 0 人 | 保育幼稚園課 | 36 |

基本目標2 男女共同参画社会への意識改革

| 指 標 | 現況値 | 目標値 | | データの出典 | 頁 |
|-----------------------------------|---------|---------|----------|--------|----|
| | (令和6年度) | (令和7年度) | (令和12年度) | | |
| 男女共同参画に関する講演会や地域研修会参加者数 | 483 人 | 450 人 | 530 人 | 人権政策課 | |
| 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方同感しない人の割合 | 72.5% | 60.0% | 87.5% | 市民意識調査 | 39 |
| 「社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等である」と答えた人の割合 | 11.1% | 15.0% | 20.0% | | |

基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

| 指 標 | 現況値 | 目標値 | | データの出典 | 頁 |
|--------------------------|---------|---------|-----------------|---------|----|
| | (令和6年度) | (令和7年度) | (令和12年度) | | |
| DVやセクハラに関する相談窓口を知らない人の割合 | 9.7% | 0% | 0% | 市民意識調査 | 43 |
| 特定健康診査実施率 | 43.7%※ | 60.0% | 60% (令和11年度) | すこやか生活課 | 51 |
| 子宮頸がん検診受診率 | 39.0% | 50.0% | | | |
| 乳がん検診受診率 | 28.3% | 50.0% | | | |

※令和5年度法定報告値…高齢者の医療の確保に関する法律第142号に基づき保険者が報告した数値を県で集計したものです。

参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 守山市男女共同参画推進条例
- 守山市男女共同参画審議会設置規則
- 守山市男女共同参画審議会委員名簿
- 守山市男女共同参画推進本部設置規定
- 男女共同参画の推進に関する年表

○男女共同参画社会基本法
(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることからかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

い。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者との間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条練下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条練下)

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成

の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるこができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名され

た委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念につき、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)につき、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第十三条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育

児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定

- による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- (平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正、令四法一二・一部改正)
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- (令元法二四・旧第十三条線下)
- (一般事業主に対する国の援助)
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- (令元法二四・旧第十四条線下)
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- (令元法二四・旧第十五条線下)
- #### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- (令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)
- #### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- (職業指導等の措置等)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (令元法二四・旧第十八条線下)
- (財政上の措置等)
- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (令元法二四・旧第十九条線下)
- (国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推

進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、「関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるとおり、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができます。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

三 第二十六条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

三 第二十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第二十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

三 第二十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第二十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

三十八 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

三十九 条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十三条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要な事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行なうに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送

- 付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかにしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害

者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかにしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかにしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知らないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立て人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立て人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合で

- あって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立て人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立て人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立て書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立て書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立て人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができ

ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立て書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立て人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立て人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関する更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しへは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しへたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰すことができない。ただし、その者が期日の呼出しへを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若し

くは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(平一六法六四
○，一部改正)

(促進全

（保護命令の取消し）
第七十条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判

所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告ができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四·平一九法一一三·令五法三
○·一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同条第三項中「事項」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四·全改、平一九法一一三·令五法三〇·一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)
第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。。(見立裁判で押出し)

(最高裁判所規則)
第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める

第五章 雜則

第五章 雜則 (職務關係者による配慮等)

(職務関係者による配慮等)
第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、
捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において
「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当た
り、被害者の心身の状況、その置かれている環境等
を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずそ
の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘
密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 國及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき

事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

2 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定
公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
(令和四年五月二十五日)
(法律第五十二号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めるこにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号))に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号))第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号))第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号))第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号))第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るために、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員

- を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の第三十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

- 第十二条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入れさせて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、

その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

- 第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に關し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓發)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に關し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓發に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓發を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓發に努めるものとする。

- (調査研究の推進)
- 第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るために方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に關する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
 (都道府県等の補助)
- 第二十一条** 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行って、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。
 (国の負担及び補助)
- 第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるものの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

- (施行期日)
- 第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
 (児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)
- 三 略
 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日
 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。
 (婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一條 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
 (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号)
 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○守山市男女共同参画推進条例

平成27年3月26日

条例第3号

守山市民憲章において、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおののが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい生きがいのあるまちづくりを行うことを定めている。この理念に基づき本市では、男女がともにいきいき輝く男女共同参画のまちづくりに取り組んできた。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を早期に実現することは、本市の重要な課題である。

少子高齢化の進展、家庭および地域を取り巻く環境の変化等、社会経済情勢が大きく変化する中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらず誰もがその有する能力を最大限に発揮してあらゆる分野において活躍できることが重要である。

さらに、性別による固定的な役割分担意識、慣習等による男女間の不均衡を早急に是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性が活躍できるよう図らなければならぬ。

これらを踏まえ、歴史に育まれた豊かな文化、長年にわたり培われてきた活発な地域活動等の優れた守山市の特性を生かし、男女がお互いを認め合い、支え合いながら一人ひとりが輝けるまちを創り上げるため、男女共同参画社会の早期実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関して男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、当該機会を提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住または市内に通勤もしくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人または法人をいう。
- (5) 各種団体 市内において活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育、保育等に関わる者をいう。
- (7) 市民等 市民、事業者、各種団体および教育関係者をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者に苦痛を与える者の生活環境を害することまたは性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間および恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他身体的、精神的、性的および経済的に有害な影響を及ぼす言動)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策または事業者もしくは各種団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことできること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、双方の意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の社会における活動の不均衡を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性の活躍を推進すること。
- (7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策(積極的改善措置を含

む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、国、他の地方公共団体および市民等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、女性の活躍を推進し、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が仕事と家庭生活を両立することができる職場の環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第7条 各種団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 各種団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、妊娠または出産を理由とする不利益な取扱いその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(基本的施策等)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 市民等が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行うこと。

(2) 市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他必要な支援を行うこと。

- (3) 男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担等にとらわれない多様な選択を可能にするため、学校教育、保育ならびに家庭および地域における教育を推進すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう、環境整備その他の必要な支援を行うこと。
- (5) 附属機関またはこれに類するものにおける男女の委員の数の均衡が図られるよう努めること。
- (6) 防災分野の施策において、男女双方の視点を取り入れた防災体制に配慮すること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向および国内における取組に留意し、男女共同参画施策に役立てること。
- 2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するに当たり、男女共同参画の不均衡を是正し、女性の社会における活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置を行うものとする。
- (1) 女性が職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育園の待機児童の解消その他の環境整備を行うこと。
- (2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、目標を定めて市の女性職員の登用および育成を図ること。
- (4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域における意思決定等の場への女性の参画の促進を図ること。
- (5) 女性が主体となった市民活動が活発化するよう促進を図ること。
- (6) その他女性の社会における活躍を推進するための積極的改善措置を図ること。

(男女共同参画計画)

- 第11条 市は、前条に規定する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進するため、守山市男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)を策定する。
- 2 市は、参画計画を策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものについて、数値目標を定めるものとする。
- 3 市は、参画計画を策定するに当たり、あらかじめ、第17条第1項で定める守山市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、参画計画の変更について準用する。

(相談への対応)

第12条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民等からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 市は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第17条第1項で定める守山市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(報告)

第16条 市長は、男女共同参画施策の実施状況について、次条第1項で定める守山市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査および審議するため、市長の附属機関として、守山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

○守山市男女共同参画審議会設置規則

平成27年4月1日規則第45号
改正 令和7年4月1日規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、守山市男女共同参画推進条例(平成27年条例第3号)第17条第4項の規定に基づき、守山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に係る計画案について審議すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策等重要事項について審議すること。
- (3) その他男女共同参画社会のまちづくり推進のために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者または代表者が推薦した者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報酬を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報酬は支払わない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部人権政策課において処理する。

(平29規則13・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行後、最初に委嘱した委員の任期は第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

付 則(平成29年3月31日規則第13号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和7年4月1日規則第74号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

守山市男女共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

順不同（敬称略）

| 氏 名 | 摘要 |
|--------|--------------------|
| ◎大東 貢生 | 佛教大学社会学部教授 |
| 岩井 知子 | 守山市教育委員 |
| 林 元三 | 守山市自治連合会代表 |
| 田口 真紀 | 守山市企業内人権教育推進協議会代表 |
| 本山 福賊子 | 守山市人権擁護委員代表 |
| 川那辺 守雄 | 守山市社会福祉協議会代表 |
| ○津田 昌子 | J A レーク滋賀女性部守山地区代表 |
| 中井 美空 | もりやま青年団代表 |
| 井上 明日香 | 小学校区保護者代表 |
| 石原 直樹 | 公募委員 |
| 中井 英雄 | 公募委員 |
| 佐々木 美鈴 | (株)博善社印刷社長 |

○守山市男女共同参画推進本部設置規程

平成28年4月1日

訓令第21号

改正 平成29年3月31日訓令第19号

平成30年3月31日訓令第5号

令和2年3月31日訓令第3号

(設置)

第1条 守山市男女共同参画推進条例(平成27年条例第3号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、条例第4条第1項に規定する男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、守山市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条に規定する守山市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 専門委員

2 本部長は、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 守山市事務分掌規則(昭和51年規則第2号)第5条第1項に規定する部長および局長、同条第3項に規定する政策監、事務監および理事
 - (2) 守山市議会事務局規程(昭和53年議会訓令第1号)第2条第2項に規定する局長
 - (3) 守山市教育委員会事務局組織規則(昭和39年教育委員会規則第1号)別表第2に規定する教育部長
- 4 専門委員は、総括者を総合政策部長、副総括者を総合政策部次長とし、他の専門委員は市長が必要に応じて次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 守山市事務分掌規則第5条第1項に規定する課長および室長ならびに同条第3項に規定する担当課長および園長
- (2) 守山市教育委員会事務局組織規則(昭和39年教育委員会規則第1号)別表第2に規定する課長および担当課長
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条第1項に規定する園長
(平29訓令19・平30訓令5・令2訓令3・一部改正)

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、推進本部の所掌事務を審議決定するとともに、各所管部局の連携および総括を行う。
- 4 専門委員は、推進本部の所掌事務に従事し、本部会に付議すべき事項を立案する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部会、専門委員会とする。

- 2 本部会の会議は、本部長、副本部長および本部員で構成する。
- 3 本部会の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- 4 専門委員会の会議は、総括者が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、総合政策部人権政策課に事務局を置く。

(平29訓令19・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

| 年 | 世 界 の 動 き | 日 本 の 動 き | 滋 賀 県 の 動 き | 守 山 市 の 動 き |
|--------------------|--|--|--|-------------|
| 昭和 50 (1975) | *国際婦人年 *国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 | *特定職種「育児休業法」成 立(1976年施行) *総理府に婦人問題企画推進 本部、婦人問題企画推進会 議設置 | | |
| 昭和 51 (1976) | *「国連婦人の10年」 始まる(～1985) | *「民法等の一部を改正する 法律」施行(婚氏統称制度) | | |
| 昭和 52 (1977) | | *「国内行動計画」策定(～ 1986) | *滋賀県婦人問題連絡協議会設置 *滋賀県婦人問題懇談会設置 | |
| 昭和 53 (1978) | | | *商工労働部労政課婦人対策係設置 | |
| 昭和 54 (1979) | *国連総会「女子差別撤 廃条約」採択 | | | |
| 昭和 55 (1980) | *「国連婦人の10年」 中間年世界会議 (コペンハーゲン) | *「女子差別撤廃条約」署名 *「民法及び家事審判法の一 部を改正する法律」公布 (1981年施行、配偶者の相続 分引き上げ等) | | |
| 昭和 56 (1981) | *「女子差別撤廃条約」 発効 *ILO第156号条約(家 庭の責任を有する労 働者条約) | *「国内行動計画後期重点目 標」策定 | *婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立 と社会参加のための提言」 | |
| 昭和 58 (1983) | | | *「滋賀の婦人対策の方向」策定 *滋賀県婦人問題懇談会設置 | |
| 昭和 59 (1984) | | *「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」公布 (1985年施行、国籍の父母 両系主義等) | *商工労働部労政婦人課設置 | |
| 昭和 60 (1985) | *「国連婦人の10年」 ナイロビ世界会議 (ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」 採択 | *「国民年金法の一部を改正 する法律」公布 (1986年施行、女性の年金権 の確立) *「男女雇用機会均等法」公 布 *「労働者派遣法」公布 (1986年施行) *「女子差別撤廃条約」批准 | *滋賀県婦人問題懇談会 「滋賀の女性の自立と社会参加のため の婦人総合センターの建設について の提言」 | |
| 昭和 61 (1986) | | *婦人問題企画推進有識者会 議設置 *「男女雇用機会均等法」施 行 | *県立婦人センター開所 (改称:男女共同参画センター) | |
| 昭和 62 (1987) | | *「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定 | | |
| 平成 元年 (1989) | | | *知事直属に婦人行政課設置 *婦人行政推進本部設置 | |
| 平成 2 (1990) | *国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略 勧告」採択 | | *滋賀県婦人問題懇談会「男女共同参 加型社会づくりに向けての提言」 *「男女共同参加型社会づくり滋賀県 計画」策定 | |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 滋賀県の動き | 守山市の動き |
|----------------|---|---|---|--|
| 平成3 (1991) | | *「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 *「育児休業法」公布(1992年施行) | | *企画部企画調整課に婦人行政担当設置(4月) *婦人行政推進本部設置(6月) *市民意識調査実施(7月) *婦人問題懇話会設置(11月) |
| 平成4 (1992) | *環境と開発に関する国連会議(地球サミット)(リオデジャネイロ) | *婦人問題担当大臣任命 | *女性政策課に改称 *女性政策推進本部および女性問題懇話会に改称 *「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に改称 | *第1回男女共同参画社会を考えるつどい開催(7月) |
| 平成5 (1993) | *国連世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言」採択 *国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | *「パートタイム労働法」施行 | *女性問題懇話会 「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」 | *女性政策推進本部に改称(4月) *婦人問題懇話会「男女共同参画型社会づくりのあり方」提言(8月) |
| 平成6 (1994) | *国際人口・開発会議(カイロ) | *男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 *男女共同参画推進本部設置 *「今後の子育て支援の為の施策の基本方向について」(エンゼルプラン)策定 | *「男女共同参画社会づくり滋賀県計画(第1次改定)」策定・改称 | *「調和と均衡のとれた男女共同参画型社会の実現をめざす守山市計画」策定(3月) *男女共同参画社会づくり推進協議会設置(4月) *女性の悩み相談開始(9月) |
| 平成7 (1995) | *北京女性会議NGOフォーラム *第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」「行動綱領」採択 *「人権教育のための国連10年」始まる(~2004) | *「育児・介護休業法」成立(介護休業制度は、1999年施行) *「家族的責任条約」批准 | *「湖国農山漁村女性プラン」策定 | *女性政策担当に参事を配置(4月) |
| 平成8 (1996) | | *「人種差別撤廃条約」発効 *「男女共同参画ビジョン」答申 *「男女共同参画2000年プラン」策定 *「新ゴールドプラン」策定 | | *男女共同参画社会づくり推進協議会に公募制導入(4月) *守山市職員の意識と実態調査実施(11月) |
| 平成9 (1997) | | *「男女雇用機会均等法の一部を改正する法律」公布 | *企画県民部男女共同参画課設置 *県立女性センターに改称 *男女共同参画推進本部および男女共同参画懇話会に改称 *男女共同参画懇話会「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言 | *もりやま・ひとひと男の輝きフォーラムに改称(第6回~) *公募による実行委員会方式に切替(7月) |
| 平成10 (1998) | | | *「滋賀県男女共同参画推進計画パートナーしが2010プラン」策定 | |
| 平成11 (1999) | | *「男女雇用機会均等法」改正 *「男女共同参画社会基本法」公布・一部施行 *「食糧・農業・農村基本法」施行 | | *守山市民意識調査実施(4月) |
| 平成12 (2000) | *女性2000年会議(ニューヨーク) | *「男女共同参画基本計画」策定 *「ストーカー規制法」公布・施行 | *男女共同参画懇話会 「少子高齢化時代に向けて男女共同参画を推進する新たな社会システムの方向について」提言 | *男女共同参画社会づくり推進協議会「21世紀を展望した守山市における男女共同参画社会づくりの方向について」提言(3月) *組織改革により市民福祉部人権政策課で男女共同参画担当(4月) *男女共同参画推進本部に改称(4月) |

| 年 | 世 界 の 動 き | 日 本 の 動 き | 滋 賀 県 の 動 き | 守 山 市 の 動 き |
|--------------------|--|--|--|---|
| 平成 13 (2001) | | *内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 *配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)公布・施行 | *男女共同参画懇話会 「男女共同参画社会の実現をめざす取組を加速し、強力に推進していくための方策について」提言 *「滋賀県男女共同参画推進条例」制定 | *「第2次守山市男女共同参画計画」策定(3月) |
| 平成 14 (2002) | | *アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 *「育児休業、介護休業法」改正 | *男女共同参画審議会設置 *男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申 | *男女共同参画実践モデル地域(中主町)との交流会(7月) |
| 平成 15 (2003) | | *男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推進について」 *「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 *「少子化社会対策基本法」公布・施行 *男女共同参画社会の将来像検討会開催 *第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 | *「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～」策定 *政策調整部男女共同参画課に組織改編 | |
| 平成 16 (2004) | | *男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 *配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)改正及び同法に基づく基本方針の策定 | *男女共同参画審議会 「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」提言 | *「守山市審議会等への女性委員の参画促進要綱」制定 *「守山市女性人材バンク設置要綱」制定 *男女共同参画に関する自治会アンケートの実施 |
| 平成 17 (2005) | *第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) | *「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 *「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | | *組織改革により市民部人権政策課で男女共同参画担当(4月) |
| 平成 18 (2006) | *「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京) | *男女共同参画推進本部 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 *「男女雇用機会均等法」改正 *「東アジア男女共同参画担当大臣会合」 | *男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 | *男女共同参画に関する企業・事業所アンケート調査実施(1月) *守山市民意識調査実施(11月) *男女を対象とする男女共同参画ゼミナールの開催(7~1月) |
| 平成 19 (2007) | *「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー) | *配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)の一部改正 *「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | *男女共同参画審議会 「男女共同参画計画改定にあたっての基本的考え方について」答申 | *組織改革により政策調整部人権政策課で男女共同参画担当(4月) *守山市職員の意識と実態調査実施(2月) |
| 平成 20 (2008) | | *男女共同参画推進本部 「女性の参加加速プログラム」決定 *「次世代育成支援対策推進法」改正 | *「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)～」策定 *県民文化生活部男女共同参画課に組織改編 | *「第2次守山市男女共同参画計画」改定(3月) |
| 平成 21 (2009) | *「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル) | *「育児休業、介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 | *男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 | |
| 平成 22 (2010) | *第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) *APEC(アジア太平洋経済協力)「第15女性リーダーズネットワーク会合」(議長国:日本) | *「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 *「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 | *男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の策定にあたっての考え方について」答申 | *「すこやかまちづくり行動プラン」策定 |

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 滋賀県の動き | 守山市の動き |
|----------------|--|---|---|---|
| 平成23 (2011) | 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足 *「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シェムリアップ) | | *「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしがプラン」策定 *総合政策部男女共同参画課に組織改編 | *「第3次守山市男女共同参画計画」策定(3月) *「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」策定(3月) *「第2期守山市地域福祉計画」策定 |
| 平成24 (2012) | *第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | *『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定 | | |
| 平成25 (2013) | *「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京) | *若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「ストーカー規制法」改正・施行 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる | | |
| 平成26 (2014) | | *「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる | *男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 | *守山市男女共同参画社会づくり推進協議会 「守山市男女共同参画推進条例の早期制定について」要望書の提出(1月) *守山市民意識調査実施(6月) |
| 平成27 (2015) | *第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催(ニューヨーク国連本部) *「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 | *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行 *「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 | *商工観光労働部に女性活躍推進課を設置 *男女共同参画審議会 「男女共同参画計画の策定にあたっての考え方について」答申 | *守山市男女共同参画推進条例制定(3月) *守山市男女共同参画審議会設置 *「守山市子ども・子育て応援プラン2015」策定 *「守山いきいきプラン2015」策定 *「もりやま障害福祉プラン2015」策定 |
| 平成28 (2016) | | *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行 *「ストーカー規制法」改正 | *「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」策定 | *「第3次守山市男女共同参画計画」改定(3月) *「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」改定(3月) *「第3期守山市地域福祉計画」策定 |
| 平成29 (2017) | | *「育児・介護休業法」改正 | | *市長をはじめ市の管理職全員が「育(イク)ボス宣言」を行う |
| 平成30 (2018) | | *「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 | | *「守山いきいきプラン2018」策定 *「もりやま障害福祉プラン2018」策定 |
| 令和元 (2019) | | *働き方改革関連法が順次施行 *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行 | *男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 | *守山市民意識調査実施(7月) *男女共同参画・人権尊重のまちづくりに関する市民懇談会開催(9月) |

| | | | | |
|--------------------|---|---|--|--|
| 令和 2年 (2020) | 第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催（ニューヨーク国連本部） *「第4回世界女性會議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」採択 | *「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年度～令和4年度） *「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 *「配偶者暴力防止法」改正 *「第5次男女共同参画基本計画」策定 | | *「守山市子ども・子育て応援プラン2020」策定 |
| 令和 3年 (2021) | | *「育児・介護休業法」改正 *「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 | *「パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」策定 | *「第4次守山市男女共同参画計画」策定（3月） *「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」策定（3月） |
| 令和 4年 (2022) | | *「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 | | |
| 令和 5年 (2023) | | *「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の増進に関する法律」施行 *「配偶者暴力防止法」改正 *「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」策定 | | |
| 令和 6年 (2024) | | *「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 | *男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 *「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」開始 | *守山市民意識調査実施（7月） |
| 令和 7年 (2025) | | *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 | | |